

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成30年3月14日(水)

社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課／地域生活支援推進室
／障害児・発達障害者支援室

(2／2冊)

目 次

4	障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について……………	198
5	障害者の就労支援の推進等について……………	208
6	地域生活支援拠点等の整備促進について……………	261
7	訪問系サービスについて……………	266
8	障害者優先調達推進法について……………	289
9	強度行動障害を有する者等に対する支援について……………	303
10	相談支援の充実等について……………	305
11	障害者の地域生活への移行等について……………	329
12	障害者虐待の未然防止・早期発見等について……………	350
13	障害児支援について……………	360
14	発達障害者支援施策の推進について……………	381
15	その他……………	392

4 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(1) 短期入所サービスの整備促進

障害児者の地域生活の支援のためには、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が重要であり、今後さらなる整備が必要である。

特に、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための医療型短期入所の充実を図っていくことは極めて重要であるが、事業所数の伸びはほぼ横ばいとなっている。

医療型短期入所はニーズが高いサービスであり、各都道府県市においては、引き続き地域における実情等を適切に把握し、その実情等を踏まえ、医療ニーズの高い障害児者に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、積極的に整備を推進していただきたい。

また、平成 30 年度報酬改定においては、福祉型短期入所について医療的ケアが必要な障害児者の受入れを積極的に支援するため、短期入所の新たな報酬区分として、「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、また、医療型短期入所については、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を引き上げることとしていることから、医療ニーズの高い障害児者への支援として、更なる活用をお願いするとともに、整備促進についても積極的な取組を進められたい。

なお、併せて、今回の改定から短期入所における緊急時の取扱いとして、介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった等の理由により受け入れる場合は、一時的かつ限定的な取扱いとして、利用者へのサービス提供に十分な配慮の上、支障がないことをもって、必ずしも居室でなくても受け入れることを可能としていることも併せてご承知おき願いたい。

(2) 障害者支援施設等における防犯に係る安全の確保

平成 28 年 7 月、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、外部からの侵入者が多数の入所者等を殺傷するという大変痛ましい事件が発生した。

これを受け、社会福祉施設等の運営に当たって、地域と一体となった開かれた施設等となることと、安全確保との両立を図るため、職員に対する防犯講習の実施等の「社会福祉施設等における防犯に係る日常の対応」や、不審者情報がある場合の関係機関への連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制等の「緊急時の対応」に関する点検項目を整理した「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」（平成 28 年 9 月 15 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・社会・援護局福祉基盤課長・同局障害保健福祉部障害福祉課長・老健局高齢者支援課長連名通

知)を発出したところである。

また、昨年度、各自治体及び社会福祉施設等に対し、好事例の収集と課題の整理を行うことを目的として、社会福祉推進事業により、防犯に係る安全対策の取組状況等に係る実態調査を実施し、その結果については、報告書が取りまとめられ、株式会社インターリスク総研のホームページにおいて公表された際、「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保対策の実態調査の結果について(報告)」(平成29年6月27日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)を発出し、各自治体におかれては、社会福祉施設等の安全確保や地域に開かれた施設運営等の取組を進めるに当たり参考としていただき、併せて、管内市町村にも周知をお願いしたところである。

今年度は、昨年度の調査結果を踏まえ、今後、自治体や社会福祉施設等において、一層の取組が進むよう、好事例等をまとめたハンドブック(仮称)を作成していることから、取りまとめ次第、同社のホームページでお示しする予定であるのでご承知願いたい。

(3) 障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施

「福祉サービス第三者評価事業」の実施にあたっては、平成29年3月の全国障害保健福祉関係主管課長会議において、これまでも、障害福祉サービス等の受審率の引上げを目指すため、管内の障害福祉サービス事業所等に対して本事業の積極的な受審を促していただくようお願いしてきたところである。

(参考) 主な障害福祉サービスにおける第三者評価事業の受審状況(平成28年度)

○ 全国の受審数・受審率と累計

主な施設・サービス種別	平成28年度 受審数	全国 施設数	受審率	平成28年度迄の 累計受審数
障害者支援施設 (施設入所支援＋日中活動事業)	163	2,550	6.39%	998
生活介護	148	6,933	2.13%	768
居宅介護	2	22,943	0.01%	18

※ 全国施設数は「平成28年社会福祉施設等調査報告」の調査対象施設・事業所数

一方、内閣府に設置された規制改革推進会議においては、平成28年9月から平成29年5月までの間、国民のより質の高い介護サービスの選択を支援するなどの観点から、福祉サービスの第三者評価事業の改善方策等につい

て議論が進められ、昨年6月、その議論の結果が規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）として取りまとめられ、次の事項について規制改革を進めていくこととされたところである。

＜規制改革実施計画における福祉サービス第三者評価事業に関係する事項（抜粋）＞

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
4	第三者評価受審促進に向けた具体的数値目標の設定と支援等の実施	a 第三者評価事業受審の意義等を明らかにした上で、事業類型別・都道府県別の福祉サービス第三者評価受審率の数値目標の設定及び公表に向けて、都道府県等の意見を踏まえつつ、検討し、結論を得る。 b 各都道府県における第三者評価受審率等の公表を行う。	a:平成29年度検討・結論 b:平成29年度措置
5	第三者評価受審に係るインセンティブの強化	a 第三者評価機関が第三者評価を行う場合、介護事業者が他の監査・評価等で提出した資料と同様のものを使うよう都道府県等を通じて促すなど介護事業者への負担を軽減することを検討し、結論を得る。 b 第三者評価受審介護事業者に対して講じられる負担軽減策等の受審メリットを、都道府県等と連携の上、介護事業者に対して、分かりやすく示す。 c 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。	a, b:平成29年度検討・結論、平成30年度措置 c:平成30年度措置
6	第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	a 契約締結時における介護事業者からの重要事項説明として、第三者評価の受審状況等の説明を義務化する。 b 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。（再掲）	a:平成29年度措置、義務化は平成30年度から実施 b:平成30年度措置

7	第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進	第三者評価機関・評価調査者の質の向上を図る観点から、既存の研修体系の在り方を見直すとともに、不適格な第三者評価機関(評価調査者)の退出ルールの在り方について検討し、結論を得る。	平成29年度 検討・結論
8	高齢者福祉サービス版の評価基準の充実	養護老人ホーム版、軽費老人ホーム版の内容評価基準を策定する。	措置済み
9	介護事業者向けの手引書等の作成	介護事業者向けに、第三者評価の受け方・活かし方等についてまとめた手引書(書籍)やパンフレットを作成する。	平成29年度 措置

厚生労働省においては、規制改革実施計画の内容を踏まえ、社会福祉法人全国社会福祉協議会等の関係者とも協議の上、今年度中に、別添の対応案のとおり、「福祉サービス第三者評価に関する指針」(平成26年4月1日付け雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)の一部改正を行うとともに、介護サービスを所管する老健局においては、受審目標の設定の方法等の留意事項について、新たに通知することを予定しているが、これらの対応を踏まえ、障害福祉サービスにおいても同様の対応を図ることを検討している。

各都道府県におかれては、御了知いただくとともに、本事業がよりサービスの質の向上と利用者の選択に資するよう、事業の推進に努めていただくようお願いする。

なお、指針の改正通知等については、今年度内を目途に発出予定である。

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の一部改正について（案）

1. 改正の背景

- 福祉サービスの第三者評価事業については、着実に実施されてきているところであるが、少子高齢化や国民の福祉ニーズの高度化・多様化を踏まえ、福祉サービス利用者が増加の一途を辿る中で、本事業の更なる推進を図っていくことが必要である。
- 他方、「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）においては、福祉サービス利用者の選択に資する情報提供の充実を図る観点から、
 - ・ 受審促進に向けた数値目標の設定等
 - ・ 受審に係るインセンティブの強化
 - ・ 第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化
 - ・ 第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進
 といった規制改革に取り組むべきことが指摘されている。
- これらを踏まえ、評価の質の向上を図りつつ、一層の受審促進を図られるよう、指針の一部改正を行うもの。

2. 改正のポイント

規制改革会議からの指摘事項	改正内容
受審促進に向けた数値目標の設定等	○ 都道府県推進組織は、受審目標を設定及び公表。 ○ 都道府県推進組織は、受審率等の実施状況进行评估。
受審に係るインセンティブの強化	○ 受審事業所から提出を求める書類については、既存資料の活用等により、その負担を軽減。
第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	○ 第三者評価事業の目的に、利用者の適切なサービス選択に資するものであることを明記。
第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進	○ 第三者評価機関の認証は更新制であることの明確化。 ○ 更新時研修及びそのモデルカリキュラムを創設。 ○ 直近3か年度の評価件数が10件未満の場合は上記研修を必ず受講。

＜参考＞高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項（別途通知）

規制改革会議からの指摘事項	改正内容								
受審促進に向けた数値目標の設定等	○ 全体の数値目標に加え、サービス区分ごとの数値目標を設定。ただし、当面は、サービス区分ごとの事業の実施状況や評価機関の確保等を勘案して、一部のサービス区分で数値目標を設定することも差し支えない。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 60%;"> <tr> <td>1 養護老人ホーム</td><td>5 通所サービス</td></tr> <tr> <td>2 特別養護老人ホーム</td><td>6 短期入所生活介護</td></tr> <tr> <td>3 軽費老人ホーム</td><td>7 小規模多機能型居宅介護</td></tr> <tr> <td>4 訪問サービス</td><td>8 複合型サービス</td></tr> </table> ○ 数値目標は、評価機関数など様々な制約がある中で、中長期的な視点に立ち、先ずは、直近の3年間の受審計画を毎年度見込む。 ○ 数値目標の水準は、「前年度以上の受審率」を踏まえたものとし、かつ、福祉サービス第三者評価事業に関連した介護保険制度での見直しの影響を加味したものとする。	1 養護老人ホーム	5 通所サービス	2 特別養護老人ホーム	6 短期入所生活介護	3 軽費老人ホーム	7 小規模多機能型居宅介護	4 訪問サービス	8 複合型サービス
1 養護老人ホーム	5 通所サービス								
2 特別養護老人ホーム	6 短期入所生活介護								
3 軽費老人ホーム	7 小規模多機能型居宅介護								
4 訪問サービス	8 複合型サービス								
受審に係るインセンティブの強化	○ 自己評価を通じた介護サービスの評価の体験学習の場を開催、法人指導監査時に監査周期の延長も指示した上で本制度を推奨、その他都道府県の実情に応じた取組を進める。 ○ 介護事業者が福祉サービス第三者評価を受審することにより、関係する制度で課される義務等の軽減が可能とされていることについて、着実な実施とその周知を行う。 ○ 介護サービス情報公表システムについて、平成30年度のシステム改修により、「第三者評価の受審状況」に関する項目をよりわかりやすく表示し、事業者の同意に基づき、評価結果の一部を掲載する予定。								
第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化	○ 介護保険事業所の運営基準に関する通知を改正することにより、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して、「福祉サービス第三者評価の実施の有無」等をサービスの選択に資すると認められる重要事項として説明するものとする。 訪問介護（介護予防訪問介護）、通所介護（介護予防通所介護）、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型施設）、介護老人福祉施設								

（４）障害者支援施設等における定期的な歯科検診・歯科医療について

障害者支援施設等においては日頃から歯科検診に取り組んでいただいているところだが、「厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会歯科口腔保健の推進に関する専門委員会」（第６回）（平成３０年２月８日）の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」中間評価報告書（案）（資料２）によれば、障害者支援施設等における歯科検診実施率は悪化傾向を示している状況にある。

また、内閣府障害者政策委員会にとりまとめられた第４次障害者基本計画の成果目標（案）においても障害者支援施設等における定期的な歯科検診の実施率については、目標値９０％（平成３４年度）に対して、現状値６２．９％（平成２８年度）という状況にある。

今後の障害者支援施設の重度化・高齢化の流れを踏まえれば、口腔機能を保ち、健康を維持することは非常に重要であることから、各都道府県におかれては、本報告書（案）の内容を管内の障害者支援施設等における歯科検診の取組を進めるにあたっての参考としていただき、引き続き、障害者支援施設等における歯科検診について、医療関係職種や介護関係職種等との連携を図りながら、取り組んでいただくようお願いする。

なお、「歯科口腔保健の推進に関する専門委員会」の中間報告書がとりまとめた際には、その報告書を周知するので、あらかじめご承知おき願いたい。

（５）今冬のインフルエンザ対策

季節性のインフルエンザ等は毎年冬期に流行を繰り返しており、社会福祉施設等においては、集団感染等に対する十分な注意が必要とされている。

「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成２９年１１月２７日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）によりインフルエンザの予防等対策について周知徹底をお願いし、既にご対応いただいているところであるが、引き続き衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いする。

（６）障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

障害者自立支援給付費負担金について、会計検査院が実地調査を行った結果、３県６市町（前年度１都２区）において、障害者自立支援給付費負担金が過大に交付（約１９百万円（前年度約４百万円））され、不当であるとの指摘を受けたところ。

指摘内容は、①対象外経費を計上、②対象経費を誤って集計、していたことによるものである。

これは、負担金の算定についての理解が不十分であったことや事業実績

報告書の審査・確認が十分でなかったことが、その要因となっており、特に対象経費の算定については、対象経費が適正に算定されるよう是正改善の処置要求を受けたところである。

各都道府県におかれては、限りある予算であることをご理解いただき、算定方法を明示した「訪問系サービスに係る国庫負担基準について」（平成27年6月5日障障発 0605 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）等を活用し、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認に二重のチェックを行うなど、市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

なお、障害児入所給付費等国庫負担金においても同様に市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

（参考）

会計検査院HP：

（障害者自立支援給付費負担金）

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy28_05_10_21.pdf

（障害児入所給付費等負担金）

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy28_05_10_22.pdf

（７）障害者支援施設等の防災対策等について

① 社会福祉施設等における防火安全対策等の徹底について

本年1月31日、北海道札幌市の高齢者等が入所する施設において火災が発生し、11名の入所者が死亡するという大変痛ましい事故が発生した。

避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等において火災が発生した場合には、甚大な被害につながるおそれがあり、それを未然に防止することが必要である。

都道府県、指定都市及び中核市におかれては、本年2月2日付け「避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等における防火安全体制等の周知徹底について」（子子発 0202 第1号、社援総発 0202 第1号、障企発 0202 第1号、老総発 0202 第2号厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長等連名通知）を踏まえ、社会福祉施設等における防火体制の確保及び万一火災が発生した場合の消火、避難、通報体制の確保等防火安全対策について、関係法令及び通知等に基づき万全を期すよう、管内の社会福祉施設等の管理者を始め、関係各方面に対し、改めて周知徹底をお願いする。

② 障害者支援施設等の土砂災害対策の徹底について

障害者支援施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれの

ある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日 27 文施企第 19 号・科発 0820 第 1 号・国水砂第 44 号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知。以下「土砂災害対策連携通知」という。）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成 28 年の台風 10 号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成 29 年 6 月に水防法・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「水防法等」という。）が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、水防法等の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する障害者支援施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」を参考に、当該施設等に対して、改めて指導・助言を行っていただくようお願いする。

また、平成 29 年 5 月には総務省行政評価局より土砂災害対策の推進を図る観点から「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」がなされたところである。

同勧告においては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画について、砂防部局への情報提供を行うとともに、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなどの対応を求められている。

これを受け厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 29 年 11 月 24 日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）を通知しているところである。各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局の情報共有、管内市区町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

③ 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルだけの防災対策では十分な対応が困難であるため、市町村、消防署等関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、積極的な取組をお願いしたい。

また、障害者支援施設等は、災害時において地域の防災拠点としても重要な役割を有しており、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した

避難スペースの整備を進めるなどにより、震災時等において緊急避難的に要配慮者を積極的に受入れていただけるよう、その体制整備をお願いしたい。

④ 障害者支援施設等の耐震化について

国土強靱化基本計画(平成 26 年 6 月 3 日閣議決定)や国土強靱化アクションプラン 2017(平成 29 年 6 月 6 日国土強靱化推進本部決定)において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくこととされているところである。(平成 30 年度までに社会福祉施設の耐震化率 95%)

国としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えており、耐震化率の低い状況にある都道府県・指定都市・中核市にあつては、引き続き、社会福祉施設等施設整備費補助金等の活用を図るなど、耐震化整備が進捗するよう社会福祉法人等に対して必要な助言ご指導をお願いする。

耐震化整備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、社会福祉事業施設の耐震化整備については、融資条件の優遇措置(融資率の引き上げ(90%)、貸付利率の引き下げ(当初 5 年間は、基準金利△0.5%))を引き続き実施することとしているので、その活用の周知も併せてお願いしたい。

(8) 社会福祉施設等の被災状況の把握等について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、これまでも各都道府県において情報を収集し、厚生労働省あて適宜情報提供をお願いしてきたところである。

熊本地震を始め、台風による水害など、近年多くの自然災害が発生している状況を踏まえ、災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況が迅速かつ正確に情報収集できるよう、都道府県、指定都市、中核市あて「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」(平成 29 年 2 月 20 日付け雇児発 0220 第 2 号、社援発 0220 第 1 号、障発 0220 第 1 号、老発 0220 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等連名通知)を発出し、情報収集の対象となる施設種別を明確化するとともに、被災状況に係る報告様式について、記載内容の明確化・簡略化を図るなどの見直しを行っている。

同通知においては、災害発生時に速やかに社会福祉施設等の被害情報を収集することができるよう、あらかじめ各都道府県等において対象施設種別の施設リストを整理の上、厚生労働省に提出していただくこととしているが、未だに当該リストを未整備の自治体が見受けられるところである。

これに該当する自治体におかれては、災害時における被害情報の収集を円滑にできるよう、早急に対応をお願いする。

(9) 東日本大震災からの復旧・復興等（自治体負担分に対する財政支援の延長）

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者に係る利用者負担の免除措置の取扱いについては、財政支援の期間を下記のとおり延長する予定であり、平成 30 年度予算案に計上しているので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようご配慮願いたい。

なお、詳細は近日中に交付要綱でお示しすることとしているので、管内自治体への周知をお願いしたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所事故により設定された帰還困難区域等（※１）、旧緊急時避難準備区域等（※２）及び平成 29 年度以前に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（※３）の住民（震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む。）。ただし、旧緊急時避難準備区域等及び旧避難指示解除準備区域等の上位所得層は除く。

（※１）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域

（※２）旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点（ホットスポット）

（※３）旧避難指示解除準備区域及び旧居住制限区域

○対象となるサービス：介護給付費、訓練等給付費、障害児入所給付費等、障害児通所給付費等、補装具費等、障害児入所措置費、やむを得ない事由による措置費

○実施期間：平成 31 年 2 月末（サービス提供分）まで

5 障害者の就労支援の推進等について

(1) 障害者の就労支援の推進について

① 一般就労への移行の促進について

就労移行支援は、就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、障害者の適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な支援を提供するものであり、障害者の一般就労への移行を実現することを趣旨とする障害福祉サービスである。

これまでも就労移行支援の趣旨に沿ったサービス提供を行っていない場合には、

○ 平成 24 年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する評価の適正化を図るため、就労定着者（一般就労移行後に 6 ヶ月以上雇用されている者）が過去 3 年間又は過去 4 年間いない場合、報酬を減算

○ 平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する報酬の減算割合を強化するとともに、過去 2 年間に一般就労への移行実績がない事業所に対しても報酬を減算

といった対応を行うとともに、一般就労への移行実績がない事業所や就労定着者（一般就労への移行後、就労した企業等に連続して 6 か月以上雇用されている者）の実績が数年間に渡ってゼロである事業所に関しては、就労移行支援の趣旨に沿ったサービス提供が行われていないことから、都道府県等におかれては、重点的に指導を実施するようお願いしてきた。

平成 30 年 4 月から就労移行支援に係る基本報酬は、障害者の意向及び適性に応じた一般就労への移行を推進するため、一般就労への移行実績だけでなく、就労移行支援を受けた後就労しその後 6 か月定着した者の割合（前年度において、就労移行支援を受けた後に就労し、就労を継続している期間が 6 月に達した者の数を当該前年度の利用定員で除して得た割合）に応じた報酬体系とし、就労移行支援の趣旨に沿ったサービス提供が行われている事業所をより評価していくこととしている。

また、第 5 期障害福祉計画では、就労移行支援事業等を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する者を平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを目標値として設定することを基本とすることとされており、この目標値を達成するため、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることなどを目指すこととされている。【関連資料 1】

このため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の

労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局、医療機関等の関係機関との連携体制を整備し、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議などを設け、障害福祉計画の目標値の達成に向けた取組の推進等、地域一丸となって統一的に一般就労への移行や定着に向けた施策を進めていく体制を構築するようお願いする。例えば、商工会議所などとも連携の上、地域の産業を把握し、障害者が行える仕事の切り出しを整理した上で、職場開拓を行うことや、施設外就労を活用することも有効であることから、就労移行支援事業所とも連携して一般就労への移行等を進めていただきたい。

なお、大分県では、地域生活支援事業の特別推進事業として、企業訪問を行い仕事の切り出し等を支援等する事業を行っているのでこのような取組も参考にしつつ、地域全体での取り組みを行っていただくようお願いする。【関連資料 2】

② 就労継続支援 A 型について

(ア) 就労継続支援 A 型の運用等について

就労継続支援 A 型事業は、通常の事業所に雇用されることが困難であるが、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結による就労機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援等を行うものである。このため、就労継続支援 A 型事業者は、最低賃金の支払い等の労働関係法令を遵守した上で、利用者に対し、自立した日常生活及び社会生活が送れるように必要な支援を行うことが求められる。

しかしながら、就労継続支援 A 型については、

- ・ 本来の利用者である障害者の利用を正当な理由なく短時間に限り、健常者である従業員（基準省令によるところの「利用者及び従業者以外の者」）がフルタイムで就労している事例
- ・ 利用者も就労継続支援 A 型事業の従業者も短時間の利用とすることによって、浮いた自立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当している事例
- ・ 就労機会の提供にあたって収益の上がらない仕事しか提供しない事例

など、本来の就労継続支援 A 型事業の趣旨に反するだけでなく、自立支援給付費を給付する趣旨からも不適切である事例が近年報告されていたことから、これまでも報酬改定等において、事業運営の適正化を図ってきたところであり、平成 29 年 4 月にはこれに加え、指定基準等の改正により、

- ・ 総量規制の導入
- ・ 利用者本人の希望を踏まえた個別支援計画の作成
- ・ 生産活動にかかる収入から経費を除いた額が、利用者の賃金総額を

上回っていないなければならない等の対応を図ったところである。

特に、生産活動収支と利用者賃金額との関係については、これを満たしていない場合に経営改善計画を作成し、提出を求めることとしている。

経営改善計画については、昨年4月の通知において、更に1年間の経営改善計画を作成することを認める場合には、一定の要件を満たす場合に再計画の提出も認める取扱いとしていたが、平成30年度から就労継続支援A型の報酬体系が改定されることも踏まえ、必ずしも改善が見られなくとも、経営改善計画を提出し、計画に沿った取り組みを行っており改善の見込みがあると指定権者が判断した場合は、当面の間、広く再計画の提出を認めることとした。【関連資料3】

経営改善計画を提出させる取扱いは、事業所を廃止させることが目的ではなく、あくまで健全な運営となるよう努力を促すことにあることに改めて留意し、指定権者としても、工賃向上計画支援等事業も活用しつつ、指導と支援という観点での取り組みをお願いする。

現時点において、既存の就労継続支援A型事業所に対し、経営状況の確認を行っていない自治体においては、人員体制等の問題もあることは承知しているが、報道機関が非常に関心を高めている分野であるとともに、何よりも、制度を適正に運営し、それによって障害者の福祉が向上するためには、自治体による事業所指定、実地調査が何よりも大切であることを改めて認識し、今後とも取り組んでいただきたい。

(イ) 報酬改定等について

平成30年4月から就労継続支援A型に係る報酬については、賃金向上や就労の質の向上を図るため、

- ・ 労働時間が長いほど、利用者の賃金の増加につながることや、支援コストがかかることから、平均労働時間に応じたメリハリのある基本報酬を設定
- ・ 販路の拡大、付加価値のある商品開発等を行う賃金向上のための指導員を配置し、利用者のキャリアアップの仕組みを設けた場合に、報酬を加算
- ・ 就労継続支援A型事業による支援を経て一般企業への移行者を出した場合の加算の強化

等の対応を行うこととしている。

なお、今般、就労継続支援A型事業所を運営する法人において、事業による収益を社会福祉事業とは言えない投機的な事業に充てた結果、法人全体の経営が悪化し、廃業に至るなど、障害者が大量に解雇される事案が生じている。

就労継続支援A型事業所が廃止される場合には、利用者の再就職先等を確保することが大切であり、障害者総合支援法に基づき、まずは廃止

する事業者の責任において、利用者の再就職先等の調整を行うこととなるが、各自治体においても、他の就労継続支援 A 型事業所等への再就職先等の確保に向けて、相談支援事業所、ハローワークや労働局などの関係機関とも協力しながら、就職面接会を開催するなど、再就職を希望する方をしっかりと支援していただくようお願いする。【関連資料 4】

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）（以下「法施行規則」という。）の一部改正を行い、障害福祉サービスの事業等を廃止する場合の届出事項等を次のとおり明確化することになっているので、各都道府県等におかれては、指定事業者等に徹底していただくようお願いする。

- ・ 現に指定障害福祉サービス等を受けている者に対する措置
- ・ 現に指定障害福祉サービス等を受けている者の氏名等及び引き続きサービスの提供を希望する旨の申出の有無
- ・ 引き続きサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等を提供する他の事業者名

（参考：これまでの就労継続支援 A 型に関する報酬・基準の見直し）

時期	対応内容
平成 24 年 10 月	利用者のうち短時間利用者の占める割合が多い場合の減算（90％、75％）措置の創設（平成 24 年度報酬改定）
平成 27 年 9 月	指定就労継続支援 A 型における適正な事業運営に向けた指導について（課長通知） ①暫定支給決定の適正な運用の依頼 ②不適切な事業運営の事例を示すとともに、指導ポイントの明示 （不適切な事例） ・収益が上がらない仕事しか提供せず、生産活動による収益だけでは最低賃金を支払うことが困難 ・全ての利用者の労働時間を一律に短時間 ・一定期間経過後に事業所を退所させている
平成 27 年 10 月	短時間利用減算の仕組みを利用者割合から平均利用時間に見直すとともに、減算割合（90％～30％）を強化（平成 27 年度報酬改定）
平成 28 年 3 月	就労移行支援及び就労継続支援（A 型・B 型）における適切なサービス提供の推進について（課長通知） ①暫定支給決定を要しない場合の基準を明確化及び市町村間で差が出ないように都道府県の関与の依頼 ②不適切な事例に対し再度、指導後の改善見込みがない場合の勧告、命令等の措置を講ずることを依頼

平成 29 年 4 月	指定基準について、就労の質を向上させるため、以下について新たに規定 ①生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない ②賃金を自立支援給付から支払うことを原則禁止（ただし、経営改善計画書を提出している場合はこの限りではない。） ③利用者が長く働きたいと希望する場合には、継続的アセスメントを踏まえて、その希望を踏まえた就労の機会の提供をしなければならない また、障害者総合支援法施行規則を改正し、障害者を含む幅広い関係者の意見を反映し策定される障害福祉計画上の必要サービス量が確保できている場合、自治体は新たに就労継続支援 A 型事業所の指定をしないことを可能した。
-------------	---

（ウ）就労継続支援 A 型の新規指定時の取扱いについて

就労継続支援 A 型の新規指定時には、法施行規則に掲げる事項を記載した申請書類を提出させることとなっているが、就労の機会の提供にあたって収益の上がらない仕事しか提供しない事例も指摘されていることから、自立支援給付費等を充てなくとも生産活動収入から最低賃金が支払える事業計画となっているかを必ず確認した上で、指定の可否を判断すること。なお、都道府県等だけでは、指定の可否を判断できない場合、自立支援協議会その他都道府県等が必要と認めた者の意見を聴取の上、判断すること。

また、新規指定後半年程度を目途に実地指導を実施し、生産活動等が事業計画に沿った最低賃金を支払うことのできる内容になっているのか等を確認することとし、指定基準に違反する事項がある場合には、文書指導、勧告等の必要な措置を講ずるようお願いしたい。

ただし、事業開始時には減価償却費が高額な場合等もあることから、都道府県等が、今後明らかに収益改善が見込まれると認める場合には、経営改善計画書を提出させ、経営改善に向けた指導と厚生労働省の予算事業を活用した必要な経営改善に資する支援も行っていただくようお願いする。

（エ）特定求職者雇用開発助成金の取扱いについて

就労継続支援 A 型事業所に対する特定求職者雇用開発助成金（以下「特開金」という。）の取扱いについては、就労継続支援 A 型事業所による障害者の雇入れが特開金の趣旨に合致するものであるか否かによって個別に判断することを原則としつつも、暫定支給決定（障害者本人

にとって当該事業の利用が適切か否かの客観的な判断を行うための期間を設定した支給決定をいう。以下同じ。)を経た障害者を雇い入れる場合は、支給対象外としてきたところである。

昨年度、市町村における暫定支給決定に係る実務に混乱が生じているものとして、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」(平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定)に基づく「地方分権改革に関する提案募集」(平成 28 年)において、一部の市町村等より、暫定支給決定の基準の明確化とあわせて、特開金の支給基準の見直しを求める提案があったところであり、平成 28 年 12 月に

- 就労継続支援 A 型事業所に係る暫定支給決定の対象となった障害者のうち、雇入れ当初に締結した雇用契約において、「継続して雇用することが確実」であることが明確である者に限り、特開金の支給対象とする
- 平成 27 年 10 月から全ての事業所について、過去に特開金を利用して雇い入れた者の離職率が 50%を超える場合には不支給とする離職割合要件を設定しているが、就労継続支援 A 型事業所についてはその割合を 25%とする

という見直しが行われることが、各都道府県労働局に通知され、平成 29 年 5 月 1 日以降に雇用される者については、暫定支給決定が行われた利用者であっても、上記要件を満たしていれば当該助成金の対象となった。

なお、就労継続支援 A 型事業所の利用にあたり、原則として暫定支給決定を行うことについては、引き続き、管内市町村及び事業所等に対し周知徹底をお願いしたい。

また、平成 29 年 7 月 14 日職発 0714 第 5 号「雇用安定事業の実施等について」により、就労継続支援 A 型事業所において、平成 29 年 7 月 18 日以降に雇用される者に係る特定求職者雇用開発助成金のうち、特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース及び生活保護受給者等雇用開発コースの支給については、当該助成金の申請を行う就労継続支援 A 型事業所が障害者総合支援法に基づく、勧告又は指定の取消し若しくは効力の停止を受けた場合に不支給とする要領の改正が厚生労働省から各都道府県労働局に通知されている。

各都道府県、指定都市、中核市においては、就労継続支援 A 型事業所に対し、勧告又は指定の取消し若しくは効力の停止を行った場合は、当該事業所の名称及び所在地について、その所在地を所管する都道府県労働局の職業安定部職業対策課に情報提供するようお願いするとともに、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課就労支援係にも当該事業所に係る情報を提供していただきたい。【関連資料 5】

(オ) 平成 28 年度の賃金実績について

平成 28 年度における就労継続支援 A 型事業所利用者の全国平均の賃金月額は 70,333 円、対前年比 2,538 円（3.7%増）となっている。平成 18 年度の制度創設以降、平均賃金月額が減少傾向にあったが、近年は増加傾向にある。【関連資料 6】

今年度から就労継続支援 A 型に対し、都道府県が経営改善に係る支援を行う場合は、工賃向上計画支援等事業の基本事業の補助対象としている。また、来年度からは工賃向上計画支援等事業の農福連携による障害者の就農促進プロジェクトにおいて就労継続支援 A 型事業所も補助対象としていくこととしている。

各都道府県におかれては、指定都市や中核市とも連携しつつ、指定都市や中核市に所在する事業所も含めて、これらの予算事業を活用し、賃金の向上のための経営改善等の支援を行うよう願います。

③ 就労継続支援 B 型について

(ア) 平成 28 年度の工賃実績について

平成 28 年度における就労継続支援 B 型事業所利用者の全国平均の工賃月額は 15,300 円、対前年度比 267 円増（1.8%増）となっている。平均工賃月額は、平成 20 年度以降、毎年増加しており、制度創設当初の平成 18 年度から 25.2%上昇している。【関連資料 7】

各事業所や各地方自治体のご尽力により、就労継続支援 B 型事業所利用者の平均工賃はわずかずつ増加してきているが、11.6%の事業所で平均工賃が 5 千円を下回っており、その中には、運営基準で定める工賃の最低水準である 3 千円を下回っている事業所もある。【関連資料 8】

就労継続支援 B 型事業所は、就労や生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うものであることから、障害者の能力評価を行った上で、個別支援計画に位置づけしっかりと就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うことが必要である。

なお、このような平均工賃月額が 3 千円を下回る事業所については、運営基準を遵守していないことが明確であることから、重点的に指導を行うとともに、経営改善に向けた支援もお願いしたい。また、指導後も改善の見込みがない場合には、地域活動支援センターへの移行や、法に基づいた勧告、命令等の措置を講ずることが必要となってくる。

(イ) 報酬改定について

就労継続支援 B 型は、障害者が地域で自立した日常生活・社会生活を送ることができるように、利用者に支払う工賃の水準が向上するために、就労や生産活動の機会の提供だけでなく、障害者の知識や能力の向上のための訓練を行うことが重要であることから、

- ・ 平均工賃月額に応じたメリハリのある基本報酬とし、これに伴い従来あった目標工賃達成加算を廃止
 - ・ B型事業による支援を経て一般企業への移行者を出した場合の加算の強化
- 等の対応を行うこととしている。

(ウ) 工賃向上計画を推進するための基本的な指針について

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが大変重要である。

これまで、工賃向上に資する取組を進めてきたところであるが、平成30年度以降も引き続き工賃向上計画に基づいた取組を推進することとする。

今回の工賃向上計画を推進するための基本的な指針の一部改正では、新たに他部局等との連携による障害者の就労機会の創出等を加えている。農業や観光業などの地域の基幹産業との連携や、高齢者の見守り・配食サービスの実施など、工賃向上を目指しつつ、障害者が地域の支え手として活躍することを目指した就労機会の拡大を図ることが共生社会の実現や工賃向上のため重要であり、工賃向上計画策定の段階から関係部署や関係機関の参画を求めることが望ましい。

【関連資料9】【関連資料10】【関連資料11】

④ 就労継続支援B型の利用に係るアセスメント

(ア) 就労アセスメントの実施時期の見直しについて

当該アセスメントは、約6割の特別支援学校卒業生が卒業後に障害福祉サービスの利用に至っていること、就労継続支援B型事業所から一般就労へ移行する利用者が2%にも満たないことといった現状を踏まえ、一般就労への移行の可能性も視野に入れた就労継続支援B型の利用など、長期的な就労面に関するニーズを把握するために実施するものである。

しかしながら、障害者のこうした可能性を考慮せず、就労継続支援B型の利用を前提とした形式的なアセスメントを実施している事例など、アセスメントの趣旨が理解されていない取扱いがみられるところである。

平成28年度に実施した調査結果によれば、アセスメントの対象者の約7割は特別支援学校在学者であり、そのうち約9割が知的障害のある者となっているが、形式的になる理由としては、卒業年次を実施し、既に就労継続支援B型の利用が決まっている等が上げられている。

アセスメントを実施するに当たっては、課題の早期把握や進路の検討等のため、自治体によっては、卒業年次の前の年次に実施し、卒業年次には実際に想定する進路を念頭に置き実習を実施し、適切な進路選択に効果を上げているところもあり、各自治体におかれては、形式的にならないよう、卒業年次の前の年次（高等部 1 ～ 2 年次）に実施することを推進していただきたい。

（イ）アセスメント実施機関の拡大について

平成 28 年度まで、就労アセスメント実施機関は、就労移行支援事業所及び障害者就業・生活支援センターとしていたが、アセスメントを必要とする対象者が多い自治体があること、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターがない障害保健福祉圏域もあることから、今年度から実施機関の拡大を図った。これにより、自治体が認める就労支援機関（自治体設置の障害者就労支援センター等や一般就労を支援する障害者職業能力開発助成金による能力開発訓練事業を行う機関）において、就労アセスメントを行える体制が整っている場合は、就労アセスメント実施機関とすることができることとしたので、実施機関の拡大が必要な場合は、当該機関に就労アセスメントの趣旨を依頼し、実施が可能となるよう調整をお願いしたい。

また、併せて、特別支援学校高等部在学中に、一般企業や就労移行支援事業所における実習が行われ、本人、保護者、自治体や相談支援事業所にアセスメント結果が提供された場合、アセスメントを受けたとみなすことができることとしたので、特別支援学校、相談支援事業所、就労移行支援事業所等関係機関との連携を引き続きお願いしたい。

⑤ 在宅において就労移行支援・就労継続支援を利用する場合の取扱い

I C Tを活用して在宅勤務するテレワークが普及してきており、テレワークの活用は、障害者の就労の可能性を広げる選択肢の 1 つとなりうるものであることから、今般、在宅での就労に向けた支援や、様々な要因により通所による利用が困難な障害者に対する一般就労に向けた支援を行っていくため、平成 27 年度から就労移行支援においても在宅による利用を認めているところである。

平成 30 年度からは、離島等に居住している在宅利用者に対しては、以下を満たす場合には、基本報酬の算定を可能とすることとしている。

（離島等に居住している利用者に対する在宅利用時の要件緩和）

- ・ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等の I C T 機器の活用により、評価等を 1 週間につき 1 回は行うこと。
- ・ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち 1 日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又

は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

(注) 離島等とは次のいずれかの地域とする。

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- 三 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
- 四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
- 五 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
- 七 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
- 九 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域
- 十 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

また、自治体によっては以下のような場合においても、在宅での就労移行支援の利用を認め、在宅雇用につなげている事例もあるので、一億総活躍社会の実現のためにも、柔軟な対応をお願いしたい。

(通所の困難性があるとして在宅での利用を支給決定した事例)

- ・ 就労先を求め何度もハローワークを訪れ、就労受け入れ可能なところを探したが、車いす使用のため、通勤可能な場所での受け入れ企業が見つからず就労をあきらめかけていたが、在宅で就労が出来る事を知り、本人の強い就労意欲もあり在宅での就労移行支援の利用が認められた
- ・ 居住地の通勤圏内において、障害者枠での求人を探したが求人企業がなく、在宅での就労移行支援を行っている事業所へ相談。当事業所において管轄内のハローワークで求人企業を検索したがなし。しかしながら、当事者の就労意欲やご家族の就労についての願いが強かったため、通勤圏外企業への在宅雇用の可能性を市町村担当者へ状況説明した結果、在宅での就労移行支援の利用が認められた

(参考URL：在宅における就労移行支援事業ハンドブック)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000084414.pdf>

⑥ 就労定着支援の新設

平成 28 年の障害者総合支援法の改正により、平成 30 年 4 月より就労定着支援が新たなサービスとして開始される。このサービスは、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を経て一般就労した障害者に対し、最大で 3 年間、それまでの支援を行っていたなじみの関係の中で引き続き就労定着の支援を実施するというものである。

就労定着支援の報酬体系についても、他の就労系サービスと同様実績に応じてメリハリをつけることとしており、支援を行ってから現に就労定着している障害者の割合を用いることを予定している。

新サービスであるため、指定にかかる事務連絡を 2 月 28 日に既に各自治体に発出しているところであり、当該通知の内容を踏まえつつ、各指定権者において、新サービスを実施したい事業者ができるだけ速やかにサービスを開始できるよう願います。

(2) 障害者の就労支援に係る予算について

障害者の就労支援に係る予算事業（工賃向上計画支援等事業、障害者就業・生活支援センター事業、就労移行等連携調整事業）については、平成 29 年度から地域生活支援事業費等補助金のうち、国として促進すべき事業として「地域生活支援促進事業」に位置づけた上で実施している。

なお、平成 30 年度においも工賃向上計画支援等事業の特別事業として、以下の①から③を実施することとしているので、引き続き活用を検討していただきたい。【関連資料 12】

① 農福連携の推進について

農福連携については、農業分野での障害者の就労を支援し、就労継続支援 B 型事業所等における工賃水準の向上を図るだけでなく、農業の支え手の拡大にもつながるものである。

このため、厚生労働省では農林水産省とも連携し、国主催で農福連携マルシェやセミナー等を実施してきたところであるが、平成 28 年度からは、地域で取り組むことがより効果的であることから、工賃向上計画支援事業の特別事業として「農福連携による就農促進プロジェクト」として、都道府県が事業を実施できるようにしている。

当該事業は、農業に関するノウハウを有していない就労継続支援 B 型事業所等に対し、農業技術に係る指導・助言や 6 次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費や、農業に取り組む障害者

就労施設による農福連携マルシェの開催等に係る経費に対して補助するものであり、補助率は10/10となっている。

平成29年度は、40道府県において当該事業を活用していただいているが、ニッポン一億総活躍プランや働き方改革実現会議決定で掲げられている「農福連携」をより一層推進していくため、平成30年度においては、全都道府県で実施することができることを目指して予算を確保したので、平成29年度に実施していない都道府県においても積極的に活用していただきたい。

なお、厚生労働省と農林水産省では、福祉目的で農作業に取り組む際に活用できる主な支援策を紹介するパンフレット「福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～（第五版）」を作成しており、この中には、農業分野における障害者就労に関する各種情報等を記載するなど、今後、農業分野への参入を考えている障害福祉関係者にとって参考となることから、管内の市区町村及び障害者就労施設等に対し広く周知願いたい。

【関連資料13】

（参考URL：福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～）

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/attach/pdf/kourei-2.pdf>

② 共同受注窓口による情報提供体制の構築等について

平成28年度から工賃向上計画支援等事業の特別事業において、共同受注窓口において自治体、障害者関係団体、障害者就労施設、企業等による協議会を設置することにより、障害者就労施設が提供する物品等の情報提供体制の整備や、新たな官公需や民需の創出を図る取組等に対し、補助率10/10で実施可能としているので、積極的に活用いただきたい。

③ 在宅就業の支援体制の構築に向けたモデル事業について

仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就労や施設利用が困難な障害者もいることから、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業を実施し、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制を構築するために、平成29年度から工賃向上計画支援事業の特別事業として実施している。

当該事業においては、地域の実情に応じ、以下のことに取り組んでいた、地域での在宅就業の支援体制を構築していただきたいと考えているので、都道府県の積極的な活用をお願いしたい。

- ・在宅就業を希望する障害者に対するICT技術等のスキルアップ支援
- ・在宅就業の障害者に対する仕事の発注促進など企業への普及・啓発
- ・発注企業の開拓・企業に対する発注への相談支援
- ・企業が安心して在宅就業の障害者に仕事を発注できる体制の構築

(在宅就業の障害者と企業から発注された仕事のマッチング)

- ・在宅就業の障害者が発注した仕事を支援する体制の構築 等

また、こうした取組を行うに当たっては、検討会を開催するとともに、在宅障害者の実態やニーズ調査等を十分に行った上で事業に取り組んでいただくことが望ましい。

④ 就労移行等連携調整事業の活用について

障害者が地域において、あらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であり、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所など、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるよう支援することが重要である。このため、特別支援学校の卒業生や就労継続支援事業の利用者等に対し、就労面に係るアセスメントを実施するとともに、相談支援事業所や就労系障害福祉サービス事業所等の様々な支援機関との連携のためのコーディネートを行い、障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援するための事業として、平成 27 年度から実施しているので、各都道府県においては引き続き活用を検討していただきたい。

【関連資料 14】

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する現状について

- 就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)の利用を経て一般就労へ移行した者の数については、平成27年度実績で平成24年度実績の約1.7倍(14,185人)となっている。
- 平成25年度から平成27年度の移行者数の年平均増加数(約1,900人)から推計すると、平成29年度においては、第4期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成24年度実績の2倍の一般就労への移行者の達成」をおおよそ満たすことが見込まれる。

成果目標



- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、今般の傾向等(平成25年度から平成27年度にかけての一般就労への移行者数の平均増加数の実績(約1,900人))を踏まえつつ、以下のような成果目標としてはどうか。
- ※ 今後の一般就労への移行に対する施策効果をどう考えるか。

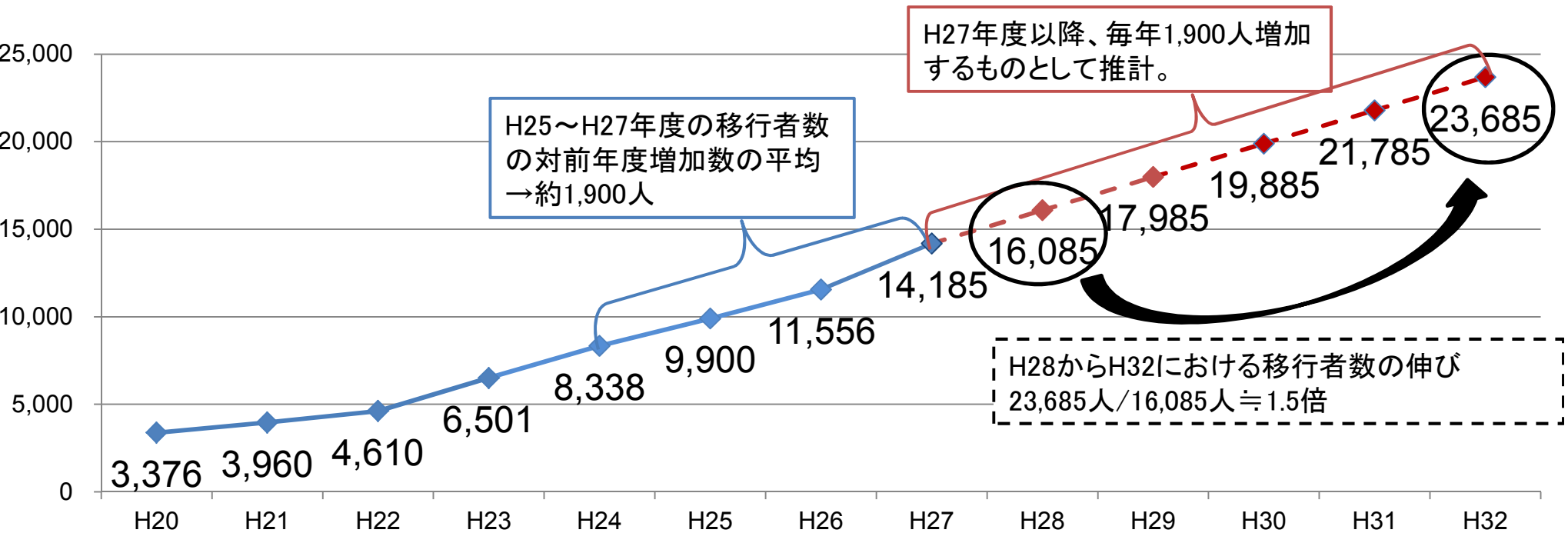
【成果目標】
平成32年度末までに平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの移行実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上	平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上
都道府県 障害福祉計画	4倍	- 221 - 4. 2倍	2倍	—

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の推移について(参考データ)

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の推移



基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上	平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上
都道府県障害福祉計画	4倍	- 2224.2倍	2倍	—

就労移行支援の利用者数に関する目標について

就労移行支援の利用者数に関する現状について

- 就労移行支援事業の利用者数については、第4期障害福祉計画の基本指針において、平成29年度末における利用者数を平成25年度末の利用者数(27,840人)の1.6倍以上とする成果目標を掲げているが、平成27年度末の利用者数は、平成25年度末における利用者数の1.1倍(31,183人)に留まっている。
- 他の障害福祉サービス(就労継続支援等)から就労移行支援へ移行する者は少数に留まっている。
- 平成25年度から平成27年度の利用者数の平均増加率が約5%であることから推計すると、平成29年度では、目標である平成25年度末の利用者数の1.6倍以上(42,540人)の利用者数を達成することは困難と考えられる。

成果目標

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、今般の傾向を踏まえ、平成25年度から平成27年度にかけての就労移行支援事業の利用者の平均増加率である約5%を基に、以下のような成果目標としてはどうか。

【成果目標】

福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成32年度末における利用者数(サービス等利用計画案を踏まえて、アセスメント期間(暫定支給決定期間)を設定し、利用者の最終的な意向確認の上、就労移行支援の利用が適していると判断された者)が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの利用者数の割合の実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

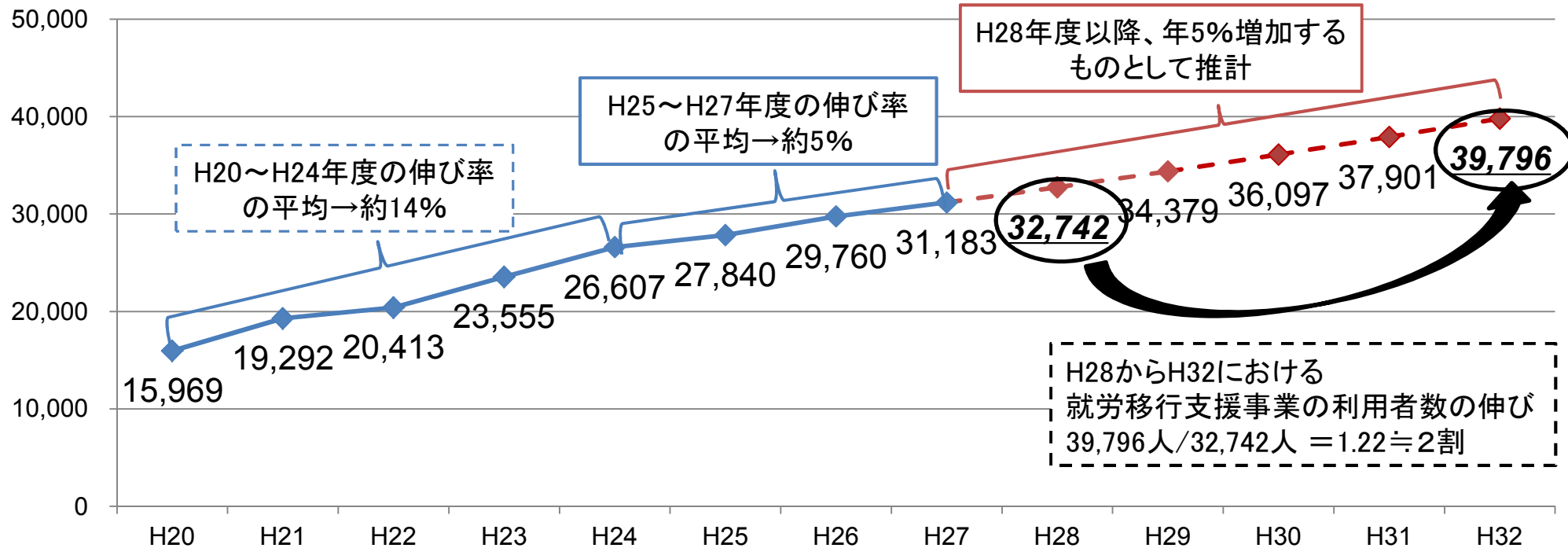
(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加	就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加
都道府県 障害福祉計画	7.5%	- 223-8.1%	1.6倍	—

(注)福祉施設…生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業所

就労移行支援の利用者数の推移について(参考データ)

就労移行支援事業の利用者数の推移



(出典)国保連データ(各年度の3月サービス提供分)

基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加	就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加
都道府県障害福祉計画	7.5%	- 224-8.1%	1.6倍	—

(注)福祉施設…生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業所

就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標について

就労移行支援の利用者数に関する現状について

- 第4期障害福祉計画の基本指針においては、福祉施設を利用している障害者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業所のうち、就労移行率(※)が3割以上の事業所を、全体の5割以上とすることを目指すという成果目標を設定した。
 - しかし、近年は、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合の増加率は停滞している状況にある。(平成25年度:33.1% 平成26年度:33.1% 平成27年度:37.6%。)
- ※ 「就労移行率」とは、ある年度の4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち、当該前年度中に一般就労へ移行した者の割合を指す。

成果目標

- 第5期障害福祉計画の基本指針の成果目標においては、近年、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合の増加率が停滞していることに鑑み、第4期障害福祉計画の基本指針での目標値を維持し、以下のような成果目標としてはどうか。

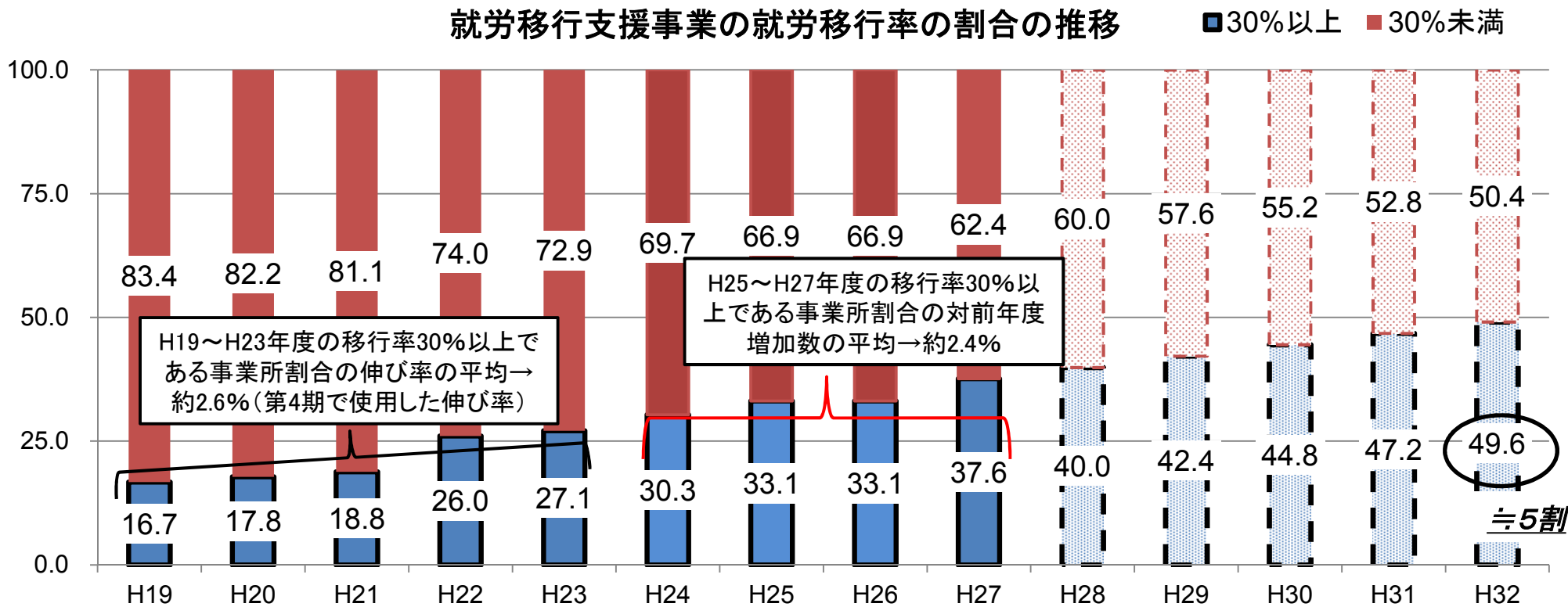
【成果目標】

就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	—	—	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上
都道府県 障害福祉計画	—	—	50.2%	—

就労移行支援の事業所ごとの就労移行率の推移について(参考データ)

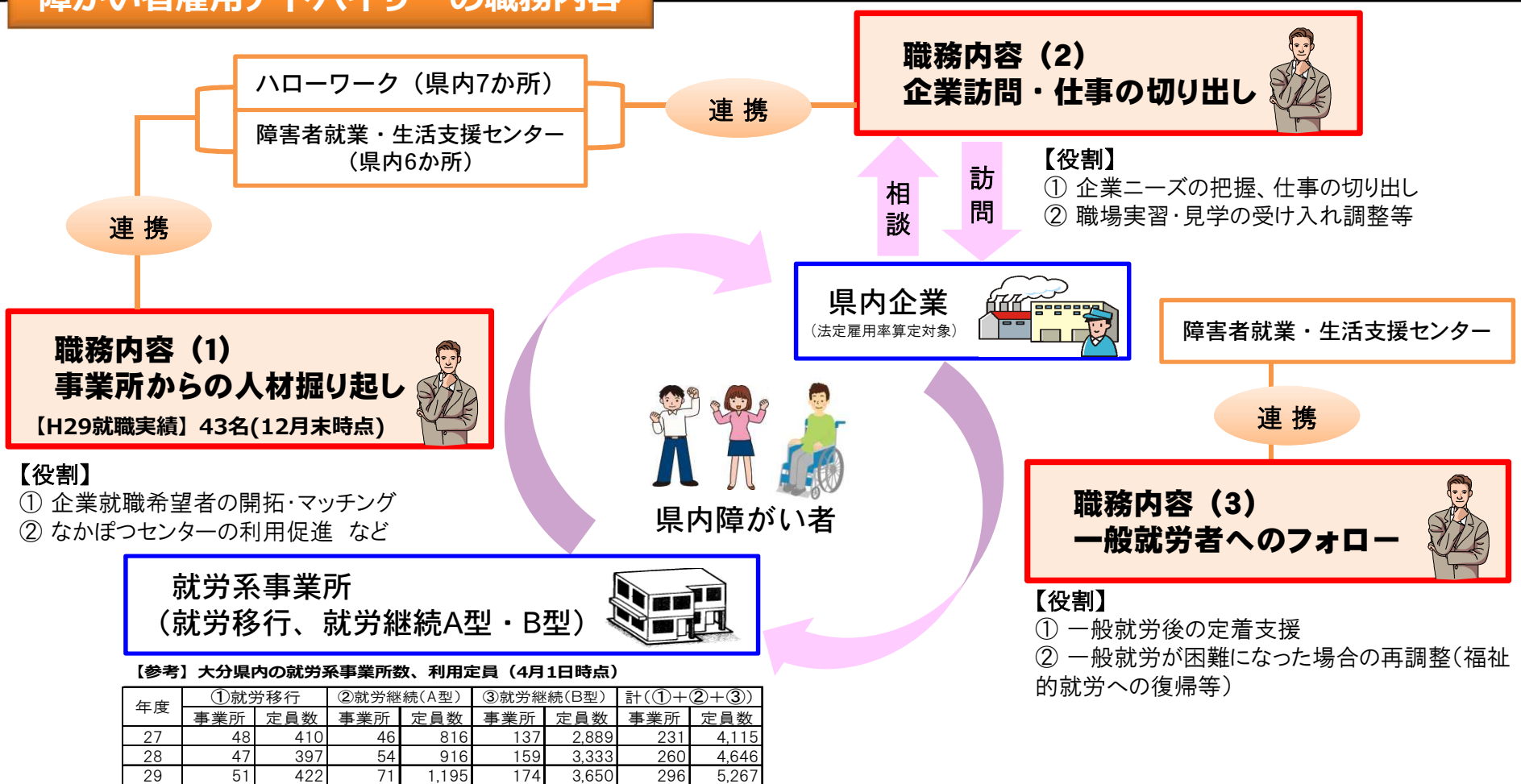


基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	—	—	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上
都道府県障害福祉計画	—	- 226 -	50.2%	—

(大分県) 就労継続支援事業所を活用した障がい者雇用の促進 (障がい者雇用アドバイザーの配置)

障がい者雇用アドバイザーの職務内容



主なポイント

- ・障がい者雇用アドバイザー(6名配置)が、就労継続支援事業所への訪問・巡回相談を積極的に実施し、一般就労できる能力を有している障がい者を福祉的就労から、県内民間企業等での雇用へとステップアップ。
- ・また、加齢や障がいの進行等により一般就労が困難になった場合、福祉的就労への復帰等を調整。
- ・なお、平成30年度からは、アドバイザーのうち1名を知的・精神障がい者分野の専門アドバイザーとして再配置し、取組を強化。

障障発0302第1号
平成30年3月2日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等
に関する取扱いについて

指定就労継続支援A型における適正な運営のため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第5号）において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。）の一部を改正するとともに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「指定基準解釈通知」という。）の一部改正通知を平成29年3月30日に発出した。さらに、当該取扱い等について、「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」（平成29年3月30日障発0330第4号。以下「平成29年通知」という。）により示したところですが、当該通知の取扱いについては当面の間、下記のとおりとしますので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないように願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1 当面の間、経営改善計画書を提出している指定就労継続支援A型事業所（以下「事業所」という。）については、計画始期から1年経過した後に平成29年通知の1の（2）

に規定する更に1年間の経営改善計画を作成させることができる要件として、以下を加える。

- (1) 生産活動に係る事業の収入額が利用者に支払う賃金総額以上である場合
- (2) 提出済みの経営改善計画に基づく改善の取り組みについて、具体的に実施しており、今後経営改善の見込みがあると指定権者が認めた場合

2 更なる1年間の経営改善計画の作成、提出を行った事業所に対しては、地域生活支援事業費等補助金のうち地域生活支援促進事業（工賃向上計画支援等事業）の活用や経営改善計画書の提出をしていない事業所の事例等も参考としつつ、経営改善に向けた指導だけでなく、必要な支援も実施すること。

3 指定基準解釈通知第11の3の(4)に係る取扱いについて、事業所に経営改善計画を提出させる場合は、指定基準第192条第2項に規定する生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費（利用者に支払う賃金は除く。以下同じ。）を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となっていない場合であるが、ここでの「利用者に支払う賃金」は、就労継続支援A型の趣旨を踏まえ、最低賃金（最低賃金の減額特例許可に基づき契約を行った場合は当該賃金額）に基づき算出した額とすること。このため、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払うべき最低賃金の総額以上の事業所であれば、指定基準第192条第2項の規定を満たしていることになる。

4 平成29年通知の別紙様式3を廃止し、別紙様式1により、経営改善計画の提出に至った事業所数等について、毎年9月末現在及び3月末現在時点の状況を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課へ提出いただくとともに、都道府県、指定都市又は中核市は、経営改善計画書を提出した事業所について当該経営改善計画書等を事業所のホームページに公表するよう促すこと。

5 上記1から4を除く取扱いについては、平成29年通知のとおりとすること。

全体票

指定就労継続支援A型における経営改善計画書の提出状況等について（別紙様式1）

【調査の概要】指定就労継続支援A型事業所について、経営状況の実態把握を行った事業所のうち、経営改善計画書を提出する必要がある事業所の経営改善計画書提出状況を把握する。（毎年9月末現在又は3月末現在の状況を記入して提出してください。）

指定権者名	①指定事業所数(平成29年12月末現在)					経営実態把握済み事業所のうち経営改善計画書の提出状況						備考
	②実態把握 済み事業所 数	③実態把握 中事業所数	④新規指定	⑤廃止・休止等	⑥必要なし		⑦必要あり		⑧提出済			
						割合		割合		提出率		
〇〇県	20	18	0	2	0	12	66.7%	6	33.3%	6	100.0%	

②から⑤の合計は①の指定事業所数と一致

②の実態把握済み事業所数と一致

※ ①には毎年9月末現在又は3月末現在の指定事業所数を記載してください。

※ ②には就労継続支援A型事業所のうち、経営状況の実態を把握した数を記載してください。

※ ③には就労継続支援A型事業所のうち、経営状況の実態を把握してない又は把握中の数を記載してください。

※ ④、⑤は毎年9月末現在又は3月末現在で当該年度の新規指定数、廃止・休止等の数を該当箇所に記入してください。（新規指定事業所でも実態把握をしている事業所に関しては②に記載してください。）

※ ⑥は経営改善計画書の提出が必要のない事業所数、⑦には経営改善計画書の提出が必要な事業所数を記載してください。

※ ⑧は⑦のうち、経営改善計画書を提出した事業所数を記載してください。

※ ②、③、④、⑤の合計数は①の指定事業所数と一致するように記載してください。

※ ⑥、⑦の合計数は②の実態把握済み事業所数と一致するように記載してください。

※ その他の特記事項は備考欄にご記載ください。

※ 赤字は記入例です。適宜修正の上、記載下さい。

個別票

就労継続支援A型事業所の経営主体、設立年月日等に係る実態調査

(別紙様式1)

指定権者名 _____

【調査の概要】全体票に加えて、事業所の経営主体及び設立年月日等を記載していただき、経営主体や設立年月日等の違いにより、就労継続支援A型の経営状況の傾向を把握する。

事業所の経営主体等				経営改善計画書の提出状況等				⑧生産活動 収入額 【A】 (単位:円)	⑨生産活動 必要経費 【B】 (単位:円)	⑩生産活動 収支 【C=A-B】 (単位:円)	⑪利用者 賃金総額 (単位:円)
①事業所の経営主 体	②事業所名	③設立年月 日	④定員	⑤必要なし	⑥必要あり	⑦提出状況					
						提出済	未提出				
社会福祉法人	〇〇就労センター	H20. 4. 1	10	○				20,000,000	5,000,000	15,000,000	15,000,000
										0	
										0	
										0	
										0	
										0	
										0	
										0	
										0	
										0	
										0	
										0	
										0	
										0	
										0	
										0	
										0	
										0	

※ セルは適宜追加してください。

※ ①は、プルダウンから設置主体を選択してください。

※ ③の設立年月日は和暦(例:H20. 04. 01、S63. 04. 01)で記載してください。

※ ⑤から⑦は、該当する場合、○を選択してください。

※ ⑧は報告年度の前年度1年間の生産活動収入額を記載してください。

※ ⑨は報告年度の前年度1年間の生産活動必要経費(利用者に支払う賃金総額を除く)を記載してください。

※ ⑪は報告年度の前年度の利用者に支払った賃金総額を記載してください。

※ 赤字は記入例になります。適宜修正の上、記載ください。

事務連絡
平成29年7月28日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課監査指導室
障害保健福祉部障害福祉課

指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について

指定障害福祉サービス事業者については、事業廃止（休止も含む。以下同じ。）の際、事業の廃止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならないことが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第43条第4項に事業者の責務として規定されています。

今般、改めて指定障害福祉サービス事業者が事業廃止を行う際の留意事項等を下記のとおりお示しますので、貴管内市町村、指定障害福祉サービス事業者、関係団体、関係機関等に周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 法第43条第4項の事業者責務の徹底について

法第42条第3項には、「指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。」ことが規定されている。また、法第43条第4項には、「指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。」ことが規定されている。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、改めて指定障害福祉サービス事業者に対し、法令遵守の周知・徹底をお願いする。

2 廃止届を受理する際の留意点について

指定障害福祉サービス事業者は、事業を廃止しようとするときは、廃止の日の一月前までに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34条の2第4項に規定する現に指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置等を事業所の所在地を管轄する都道府県、指定都市又は中核市に届け出なければならないこととなっているが、その際、現に指定障害福祉サービスを受けている者の氏名、希望サービス、異動先サービス等を記載したリスト及び、当該リストの作成に当たり、現に指定障害福祉サービスを受けている者に対してその希望や意向等を聴取するために実施した個々の面談記録等、指定障害福祉サービス事業者として障害者に対し責任ある対応を図ったことが確認できる資料も併せて提出させるようにすること。

この際、利用者の利用調整が未整備な場合には、法第43条第4項の規定に基づく事業者責務を果たしていないこととなるので、法第49条第1項又は第2項の規定に基づく勧告を行うこと。勧告を行うことで、事業所が廃止になった後も法人が残る場合であって、勧告内容に正当な理由がなく従わない場合には、法第49条第4項の規定に基づく命令を行うことも可能であり、命令を行った場合は、法第49条第5項の規定に基づき公示を行うこと。

また、命令を経ても当該勧告に係る措置をとらない場合には、法第42条第3項に違反するものとして、法第50条第1項第2号の規定に基づく指定の取消しを行うこと。

また、あわせて法第51条の3第1項に基づく法人への立入検査を行うことも検討するとともに、業務管理体制の整備に係る届出先が厚生労働省の場合は、必要に応じて厚生労働省に業務管理体制の検査を要請すること。

3 廃止日以後も引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する利用者の取扱い

仮に指定障害福祉サービス事業者が法43条第4項の便宜の提供を図る義務を怠る場合であって、現に指定障害福祉サービスを受けている者の受入先が事業廃止まで決まらない場合には、都道府県、指定都市又は中核市は、勧告や命令といった措置を講じつつ、併せて、関係機関や関係団体と協力して利用者の受入先の調整に努めること。都道府県、指定都市、中核市、関係機関や関係団体が協力してもなお、受入先の調整が整わない場合には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等により「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」として扱い、指定障害福祉サービス事業者に、定員を超過しての受入れも要請し、定員を超えての受入れを行う場合、その際の介護給付費等については、特例的に所定単位数の減算は行わない取扱いとして差し支えない。

(参考)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)(抄)

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

第四十二条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者(以下「指定事業者等」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。

3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(指定障害福祉サービスの事業の基準)

第四十三条

4 指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(変更の届出等)

第四十六条

2 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(勧告、命令等)

第四十九条 都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 当該指定に係るサービス事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及

び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第四十三条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 都道府県知事は、指定障害者支援施設等の設置者が、次の各号（のぞみの園の設置者にあつては、第三号を除く。以下この項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害者支援施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 指定障害者支援施設等の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十四条第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従って適正な施設障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第四十四条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者等が、前二項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

二 指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。

（業務管理体制の整備等）

第五十一条の二 指定事業者等は、第四十二条第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 指定事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号及び第三号に掲げる指定事業者等以外の指定事業者等 都道府県知事

二 当該指定に係る事業所又は施設が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指

定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在する指定事業者等 指定都市の長
三 当該指定に係る事業所若しくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等（のぞみの園の設置者を除く。第四項、次条第二項及び第三項並びに第五十一条の四第五項において同じ。）又はのぞみの園の設置者 厚生労働大臣

（報告等）

第五十一条の三 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定事業者等（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定事業者等若しくは当該指定事業者等の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者等の当該指定に係る事業所若しくは施設、事務所その他の指定障害福祉サービス等の提供に係るのある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（勧告、命令等）

第五十一条の四 第五十一条の二第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定事業者等（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。）が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）（抄）

（指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等）

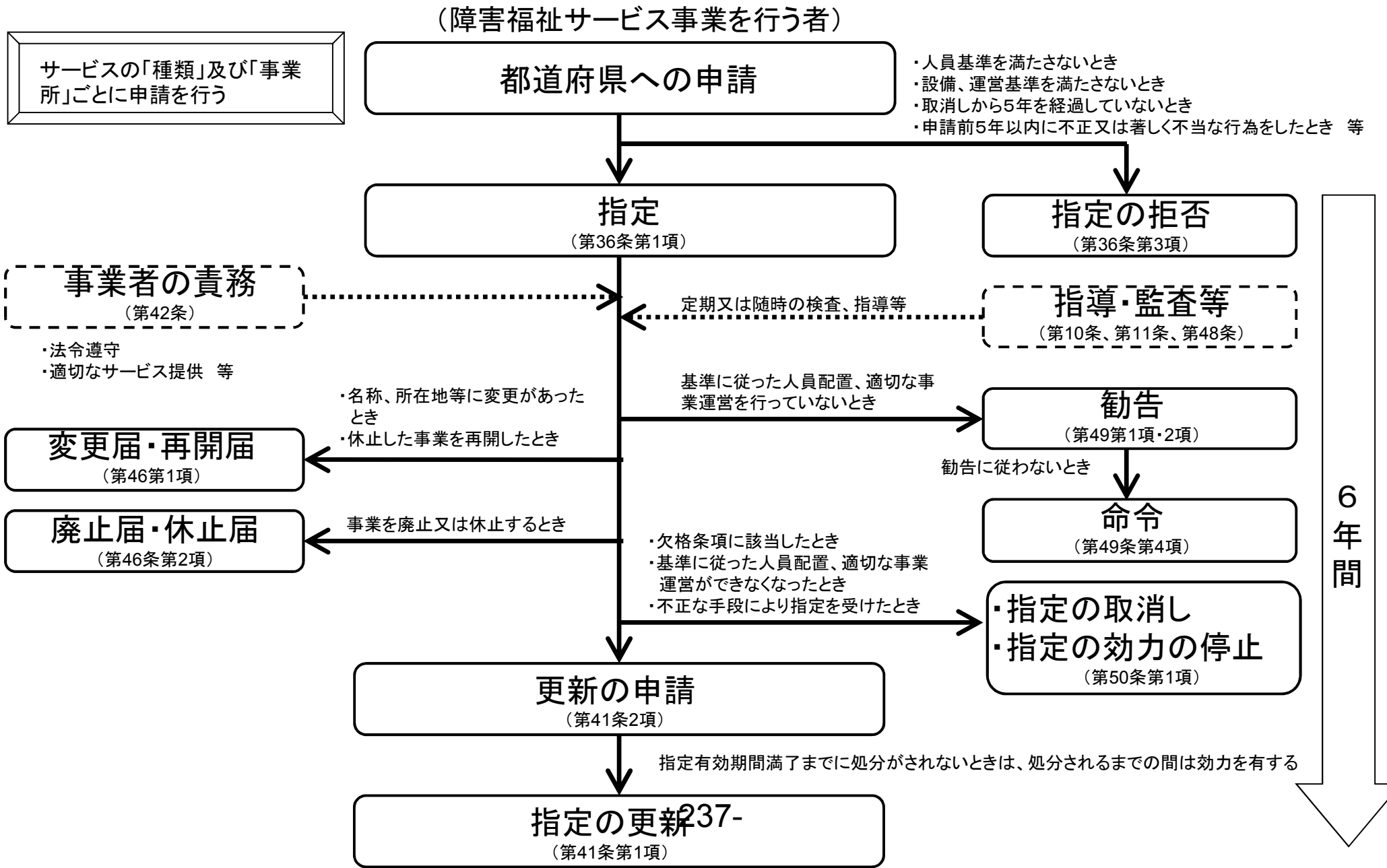
第三十四条の二十三

4 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次の各号に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止し、又は休止しようとする理由
- 三 現に指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

(参考)

障害福祉サービス事業者の指定等手続の流れ



職発 0 7 1 4 第 5 号

平成 29 年 7 月 14 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

(公 印 省 略)

雇用安定事業の実施等について

社会保障・税番号制度については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号。以下「番号法」という。）に基づき、番号法第 2 条に定める個人番号（以下「個人番号」という。）の利用が税・社会保障分野などで開始されており、障害者に係る雇用関係助成金についても、平成 29 年 7 月 18 日より、情報提供ネットワークシステムの運用が開始されることから、個人番号を利用した情報連携を可能とする運用の見直しを行うこととする。

また、特定求職者雇用開発助成金の一部のコースについて、当該助成金の申請を行う就労継続支援 A 型事業所が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 49 条第 1 項若しくは第 2 項に基づく勧告、又は第 50 条第 1 項に基づく同法第 29 条第 1 項の指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止を受けた場合の運用の見直しを行うこととし、下記第 1 を内容とする関係通達の改正を下記第 2 のとおり行い、平成 29 年 7 月 18 日から適用することとするので、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本件については、本日付け職発 0 7 1 4 第 6 号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長あて併せて通知したことを申し添える。

記

第 1 改正内容

- (1) 個人番号を利用した情報連携が可能となる以下の障害者に係る雇用関係助成金について、雇用関係助成金支給要領（以下「要領」という。）及び関係様式について所要の改正（※）を行う。

※ 支給申請書（障害者雇用関係助成金個人番号登録届）にマイナンバーが記載されている場合には、障害者手帳の写しの添付を省略するこ

とができることとする。

- ・ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）
- ・ 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金
- ・ 障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース）
- ・ 障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）
- ・ 障害者職業能力開発助成金

なお、障害者雇用安定助成金（障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）の要領及び関係様式の改正については、追って通知する。

（２）特定求職者雇用開発助成金の以下のコースについて、当該助成金の申請を行う就労継続支援Ａ型事業所が障害者総合支援法に基づく、勧告又は指定の取消し若しくは効力の停止を受けた場合に不支給とする要領の改正を行う。

- ・ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）
- ・ 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）
- ・ 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）

第２ 関係通達の一部改正

雇用関係助成金支給要領（平成 25 年 5 月 16 日付け職発 0516 第 19 号・能発 0516 第 4 号・雇児発 0516 第 9 号「雇用安定事業の実施等について」別添 1）の一部を別紙のとおり改正する。

なお、改正後の要領及び関係様式は以下のとおり。

<雇用関係助成金支給要領>

【別添 1】雇用関係助成金支給要領（改正関係部分）

<雇用関係助成金支給要領関係様式（改正関係部分）>

【別添 2】特定求職者雇用開発助成金

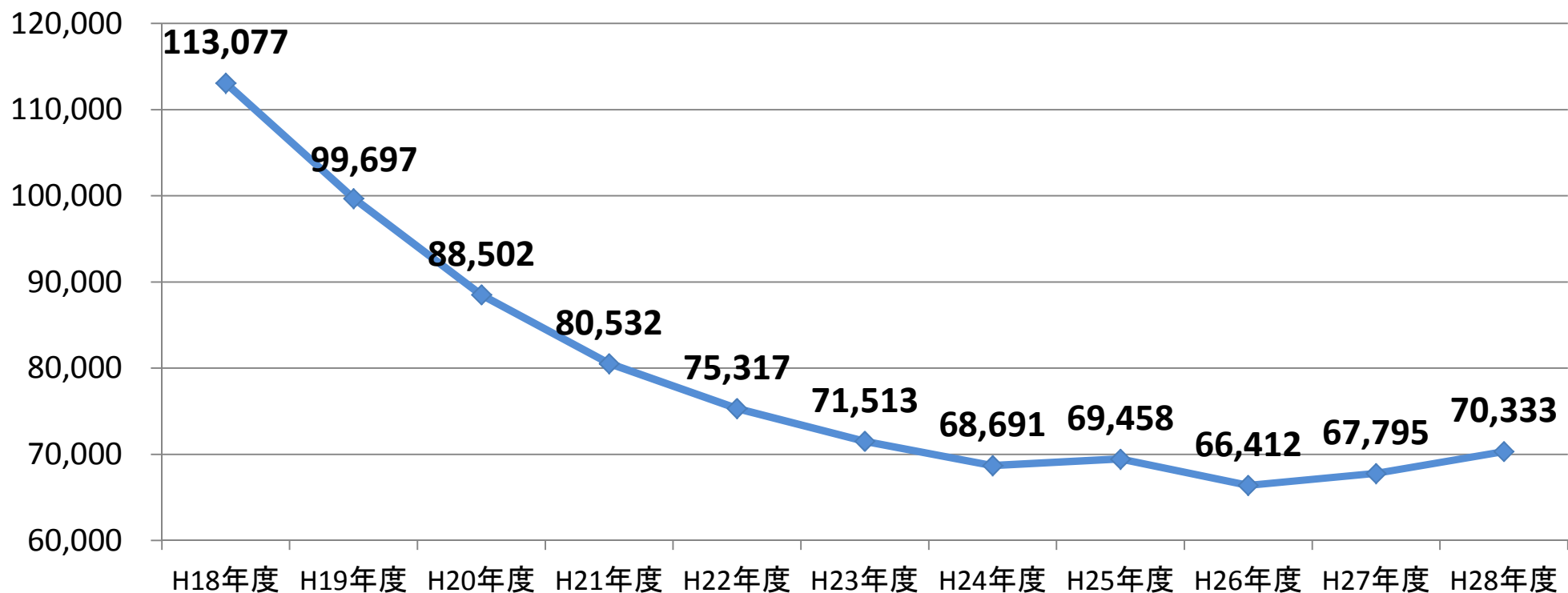
【別添 3】中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金

【別添 4】障害者雇用安定助成金

【別添 5】障害者職業能力開発助成金

就労継続支援A型事業所における平均賃金月額の推移

○ 就労継続支援A型事業所における平均賃金月額は、平成26年度までは減少傾向であったが、近年は増加傾向にある。



(※) 平成23年度までは、就労継続支援A型事業所、福祉工場における平均賃金

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援A型 都道府県別平均賃金月額の比較(平成27年度、平成28年度)

(円／月額)

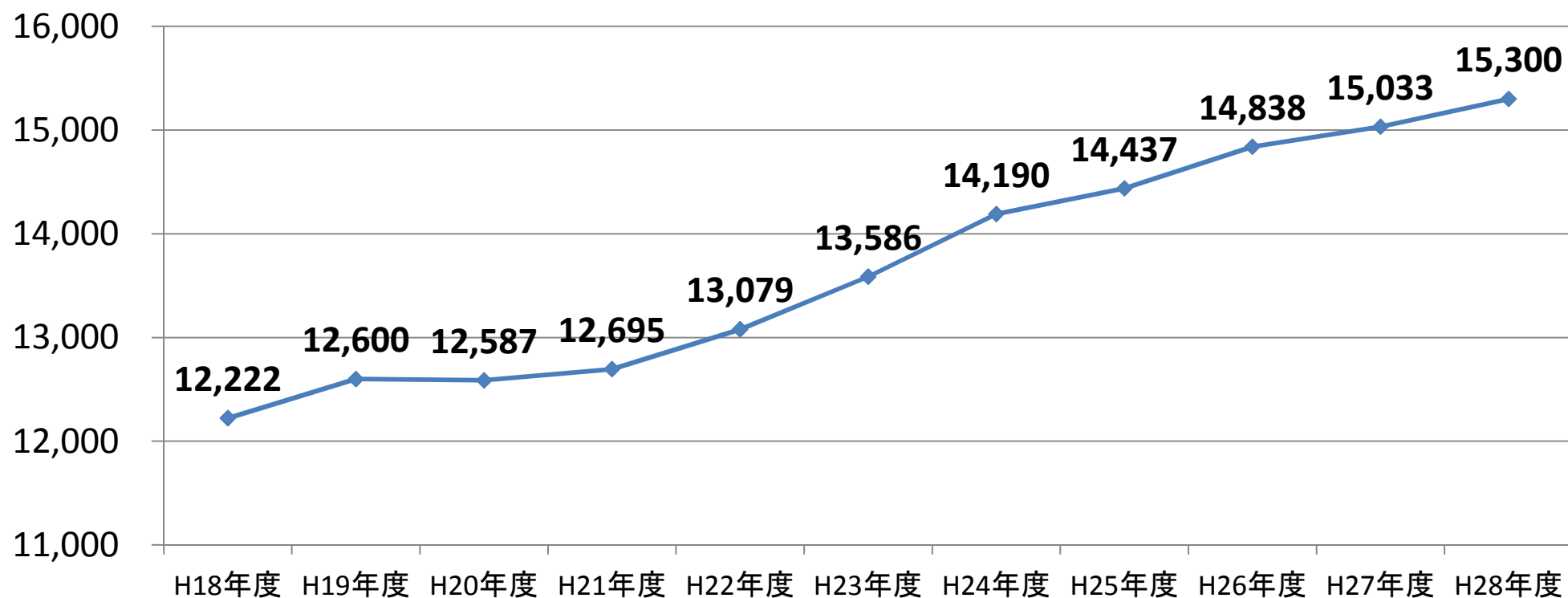
都道府県	平成28年度	平成28年度	伸び率
北海道	60,515	68,482	113.1%
青森県	61,181	62,511	102.1%
岩手県	71,193	71,245	100.0%
宮城県	63,011	65,118	103.3%
秋田県	65,233	66,128	101.3%
山形県	63,996	68,868	107.6%
福島県	69,186	71,370	103.1%
茨城県	90,677	85,257	94.0%
栃木県	62,774	64,127	102.1%
群馬県	69,990	68,653	98.0%
埼玉県	71,648	68,869	96.1%
千葉県	65,129	66,306	101.8%
東京都	93,992	91,417	97.2%
神奈川県	79,313	81,002	102.1%
新潟県	62,006	65,717	105.9%
富山県	58,587	60,468	103.2%
石川県	64,524	67,639	104.8%
福井県	76,006	76,391	100.5%
山梨県	65,733	67,520	102.7%
長野県	80,977	83,669	103.3%
岐阜県	70,752	70,017	98.9%
静岡県	67,415	70,347	104.3%
愛知県	60,493	58,256	96.3%
三重県	66,280	68,828	103.8%

都道府県	平成27年度	平成28年度	伸び率
滋賀県	84,675	83,945	99.1%
京都府	87,558	88,848	101.4%
大阪府	48,508	71,739	147.8%
兵庫県	79,481	77,399	97.3%
奈良県	68,764	71,216	103.5%
和歌山県	90,790	92,525	101.9%
鳥取県	80,529	80,551	100.0%
島根県	82,238	84,638	102.9%
岡山県	72,017	72,369	100.4%
広島県	86,780	86,595	99.7%
山口県	77,741	74,159	95.3%
徳島県	59,700	63,303	106.0%
香川県	66,064	69,053	104.5%
愛媛県	62,693	63,125	100.6%
高知県	76,642	84,309	110.0%
福岡県	68,629	69,391	101.1%
佐賀県	83,611	82,443	98.6%
長崎県	79,068	80,077	101.2%
熊本県	62,485	65,019	104.0%
大分県	77,881	79,077	101.5%
宮崎県	57,595	59,224	102.8%
鹿児島県	59,801	62,984	105.3%
沖縄県	61,972	65,040	104.9%
全国平均	67,795	70,333	103.7%

(注) 就労継続支援A型事業所の平均 【出典】工賃実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援B型事業所における平均工賃の推移

○ 就労継続支援B型事業所における平均工賃月額は、平成20年度以降、毎年増加してきており、平成18年度から25.2%上昇している。



(※) 平成23年度までは、就労継続支援B型事業所、授産施設、241規模通所授産施設における平均工賃

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援B型 都道府県別平均工賃月額の比較(平成27年度、平成28年度)

(円／月額)

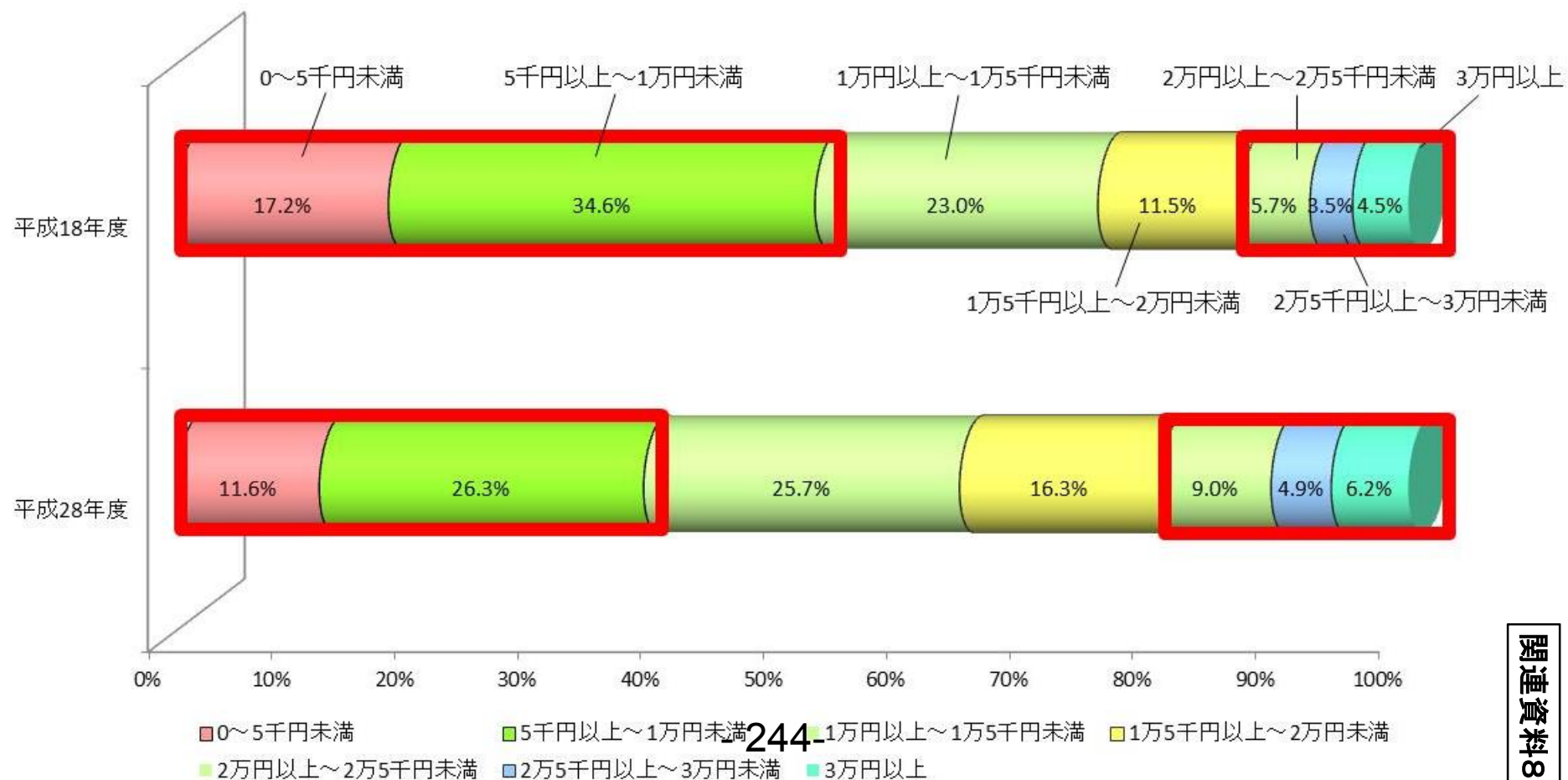
都道府県	平成27年度	平成28年度	伸び率
北海道	17,494	18,289	104.5%
青森県	13,131	13,369	101.8%
岩手県	18,713	18,808	100.5%
宮城県	18,643	18,695	100.2%
秋田県	14,593	14,965	102.5%
山形県	11,598	11,430	98.5%
福島県	14,206	14,425	101.5%
茨城県	11,810	12,501	105.8%
栃木県	15,727	16,157	102.7%
群馬県	17,082	16,860	98.7%
埼玉県	14,189	14,492	102.1%
千葉県	13,660	13,769	100.8%
東京都	15,086	15,349	101.7%
神奈川県	13,704	13,677	99.8%
新潟県	14,378	14,510	100.9%
富山県	14,808	15,127	102.1%
石川県	16,152	16,783	103.9%
福井県	20,796	22,128	106.4%
山梨県	15,296	15,846	103.6%
長野県	14,591	15,246	104.4%
岐阜県	13,166	13,718	104.1%
静岡県	14,818	15,159	102.3%
愛知県	15,041	14,812	98.4%
三重県	13,611	14,346	105.4%

都道府県	平成27年度	平成28年度	伸び率
滋賀県	18,176	18,038	99.2%
京都府	16,505	16,855	102.1%
大阪府	11,190	11,209	100.1%
兵庫県	13,735	14,007	101.9%
奈良県	14,964	15,411	102.9%
和歌山県	16,198	16,489	101.8%
鳥取県	16,810	17,169	102.1%
島根県	18,244	18,994	104.1%
岡山県	13,254	13,691	103.3%
広島県	15,939	15,892	99.7%
山口県	16,238	16,730	103.0%
徳島県	20,495	20,876	101.8%
香川県	14,432	14,673	101.6%
愛媛県	16,204	16,260	100.3%
高知県	19,222	19,629	102.1%
福岡県	13,485	13,539	100.4%
佐賀県	17,817	18,263	102.5%
長崎県	15,255	15,919	104.3%
熊本県	13,886	13,924	100.2%
大分県	16,237	16,823	103.6%
宮崎県	16,867	17,960	106.4%
鹿児島県	15,024	15,239	101.4%
沖縄県	14,455	14,368	99.4%
3- 全国平均	15,033	15,300	101.7%

(注) 就労継続支援B型事業所の平均 【出典】工賃実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援B型における工賃分布

- 平成18年度と比較すると、利用者1人あたりの平均工賃月額が2万円以上の事業所の割合は増加しており、全体の2割となっている。
- 平均工賃月額が1万円未満の事業所割合は減少傾向にあり、全体の37.9%となっている。



平成30年度以降の工賃向上計画について

工賃倍増5か年計画（平成19～23年度）

- 成長力底上げ戦略（平成19年2月）に基づく「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」の一環として実施。
- 全ての都道府県で「工賃倍増5か年計画」を作成し、官民一体となって取り組み、5年間で平均工賃の倍増を目指すもの。
- 各事業所における計画の作成は任意。
- 平均工賃は、5年間で14.8%増であり、倍増には至らず（平成18年度：11,830円 ⇒ 平成23年度：13,586円）。

工賃向上計画（平成24～26年度）

- 工賃倍増5か年計画における課題を踏まえ、全ての事業所で「工賃向上計画」を作成、PDCAサイクルにより工賃向上に取り組むこととした。
- 市町村レベル及び地域レベルでの関係者の理解や連携体制が重要であることから、市町村においても事業所の取組を積極的に支援するよう明記。
- 平成25年度の平均工賃は14,437円（各事業所が掲げた平成26年度の平均工賃の目標値は15,773円）。

工賃向上計画（平成27～29年度）

- 平成27年度から平成29年度の3か年を対象期間とした計画を策定。
※ 事業所が策定する計画については、任意に対象期間を設定し、当該機関で達成すべき目標工賃等を計画に記載。
- 現行の「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」について、基本的な内容は継続しつつ、計画の対象期間等を改正（3月上旬に通知）。

平成30年度以降も引き続き工賃向上計画を策定し、就労継続支援B型事業所等における工賃向上に取り組む

平成30年度以降の工賃向上計画

- 平成30年度から平成32年度の3か年を対象期間とした計画を策定。
- 都道府県、事業所、市町村において、**地域の事業所の取組や産業状況、地域課題（農業の担い手不足、高齢者を支える担い手不足等）を把握し、障害福祉部局だけでなく、他部局との連携により障害者の就労機会の拡大を図る**ことを追加。
- 現行の「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」について、基本的な内容は継続しつつ、計画の対象期間等を改正（2月下旬に通知）。

障害者の活躍する場の広がり

- 障害者が地域の人手不足が深刻な産業や、高齢化に悩む地域を支えている事例が地域で産まれている。
- 様々な業界、分野と連携し、障害者が活躍する場が広がっている。

就労継続支援A型事業所の事例

(事例1) 観光と福祉の連携

- 当該事業所では、施設外就労として地域のリゾートホテルの客室清掃業務を行っている。
- 障害特性に応じた作業のレクチャー、体調に応じたシフト作成により、約12人の障害者が働いており、国内外から訪れる観光客に快適な客室を提供する。
- 人材不足に悩む観光産業と、働く場を求める障害者施設を行政が結びつけて始まったプロジェクト。

(事例2) 介護施策との連携

- 法人が運営する介護老人保健施設において、清掃、洗濯、リネン交換、介護補助等を行っている。
- 主に知的障害のある約10人の利用者が、シフト制で1日実働6.5時間、週5日で勤務する。
- 作業面での自立を目指すだけでなく、社会人としてのマナーを備えるため、言葉遣い、身だしなみチェック、マナー講習等も力を入れている。
- 働く力を身につけた利用者は、一般企業や他の介護事業所等への就労に送り出している。
- 平成28年度の平均月額賃金は、約13万円



就労継続支援B型事業所の事例

(事例1) 障害者が高齢者を支える事例

- 当該事業所は、首都圏にある老朽化の進んだ大規模団地の一角でカフェレストランを運営。身体に優しい栄養バランスのよい定食や、和洋スイーツを提供。
- この地域は高齢化率50%以上と高い。団地内にある商店街の殆どは閉店し、公共交通機関の利用も不便なため孤立しがちな高齢住民にとって、当該事業所は憩いの場となっている。
- 主に知的障害のある利用者約20人は、カフェでの作業以外にも、外出が難しい高齢者宅への夕食の配食&見守り(配達当日と翌日の容器回収の2回、対面により安否を確認)サービスを行っている。
- 地域包括支援センターや社会福祉協議会とも連携し、地域活性のための新しい街づくりを進める。

(事例2)

- 障害のある方、約60人が働く当該事業所では、弁当やパンを製造販売し、学校給食としても提供している。喫茶室も運営し、地域住民との交流の場になっている。
- さらに、事業所で製造した商品や、近隣の商店から調達した食料品や生活用品を、注文に応じて山間部の高齢者へ定期的に宅配し、同時に高齢者を見守り、話し相手となることで地域を支えている。
- 地元の民間企業とともに、見守り協力機関として自治体と協定を結んでおり、一人暮らしの高齢者を守る活動の充実強化にも寄与している。
- 平成28年度の平均月額工賃は、約2万5千円



地域振興につながる連携促進(実施例)

地域生活支援事業（都道府県事業）

各都道府県に配置された地域連携促進コーディネーター（仮称）が、地域の農業団体、商工団体、民生委員等と連携し、障害福祉サービス事業所と地域の農家、企業、商業施設、介護事業所、高齢者世帯等を結びつけることにより、地域振興と同時に、一般就労の促進を図る。

参考事例



・地元農家
・農業法人

○香川県の施設外就労による農業の取り組み

- ・県障害福祉課が、障害者就労施設の工賃向上のために、県農政部局やＪＡ生産者部会と連携して、農家での施設外就労を推奨。
- ・現在は、県社会就労センター協議会が農家と障害者就労施設の橋渡しを実施



独居高齢者等

○徳島県の「ほっとかない事業」での取り組み

- ・障害就労施設利用者による限界集落の高齢者への配食と見守り
- ・移動販売車両で授産製品（お弁当・パンなど）と日用品をお届け
- ・**障害者が地域社会の主役**



特別養護老人ホーム

○富山県の介護施設での施設外就労の取り組み

- ・就労継続支援Ｂ型事業の利用者が、高齢者デイサービスにおける介護支援の業務（配膳、清掃、洗濯など）を、福祉的就労として実施。
- ・高工賃も実現し、一般就労にもつなげている。



地元企業

○北海道の社会福祉法人の取り組み

- ・江差町内に唯一のパン工場が閉鎖されたことにより、法人がそのパン工場を職員共々引き継ぎ、障害者の生きがい作業とし通所作業所をスタート。
- ・廃業した温泉施設を譲り受け、就労継続支援Ｂ型事業所を再生。

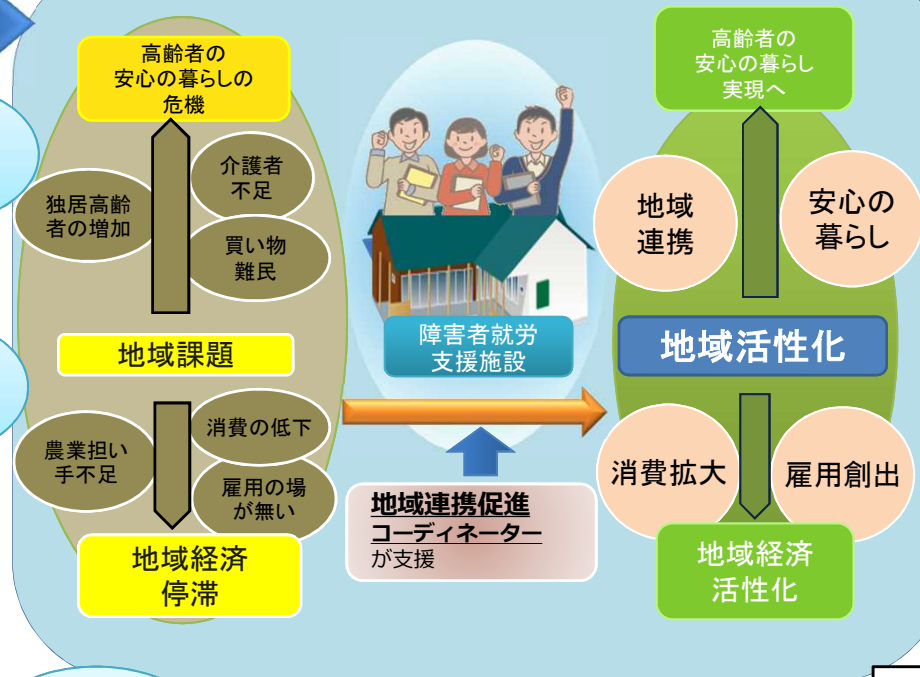
農福連携

障害者が
地域を支える

共生型の
推進

地域産業の
再生

地域振興につながる連携促進事業イメージ図



工賃向上計画支援等事業の概要(平成30年度)

平成29年度予算額
308,843千円

平成30年度予算案
→ 359,513千円
(地域生活支援促進事業)

差引増▲減額
+50,670千円

事業目的

就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃向上等を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備及び在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するためのモデル事業等を実施する。

事業の実施主体

○都道府県(基本事業及び特別事業の①及び②)

○都道府県(社会福祉法人やNPO法人等の民間団体の取組に補助する場合にその費用を負担)(特別事業の③)

基本事業(補助率:1/2)

①経営力育成支援

- 事業所の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

②品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

③事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入などに係る研修会を開催

特別事業(補助率:10/10)

①共同受注窓口の情報提供体制の構築支援

- 共同受注窓口による事業所が提供する物品等の情報提供体制を確立するための支援を実施

②農福連携による就農促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業技術に係る指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援を実施

特別事業(負担割合:国1/2、都道府県1/2)

③在宅就業の支援体制の構築(モデル事業)

- 在宅障害者に対する仕事の発注の開拓、企業から発注される仕事とのマッチング等のICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業に対して補助する場合にその費用を負担

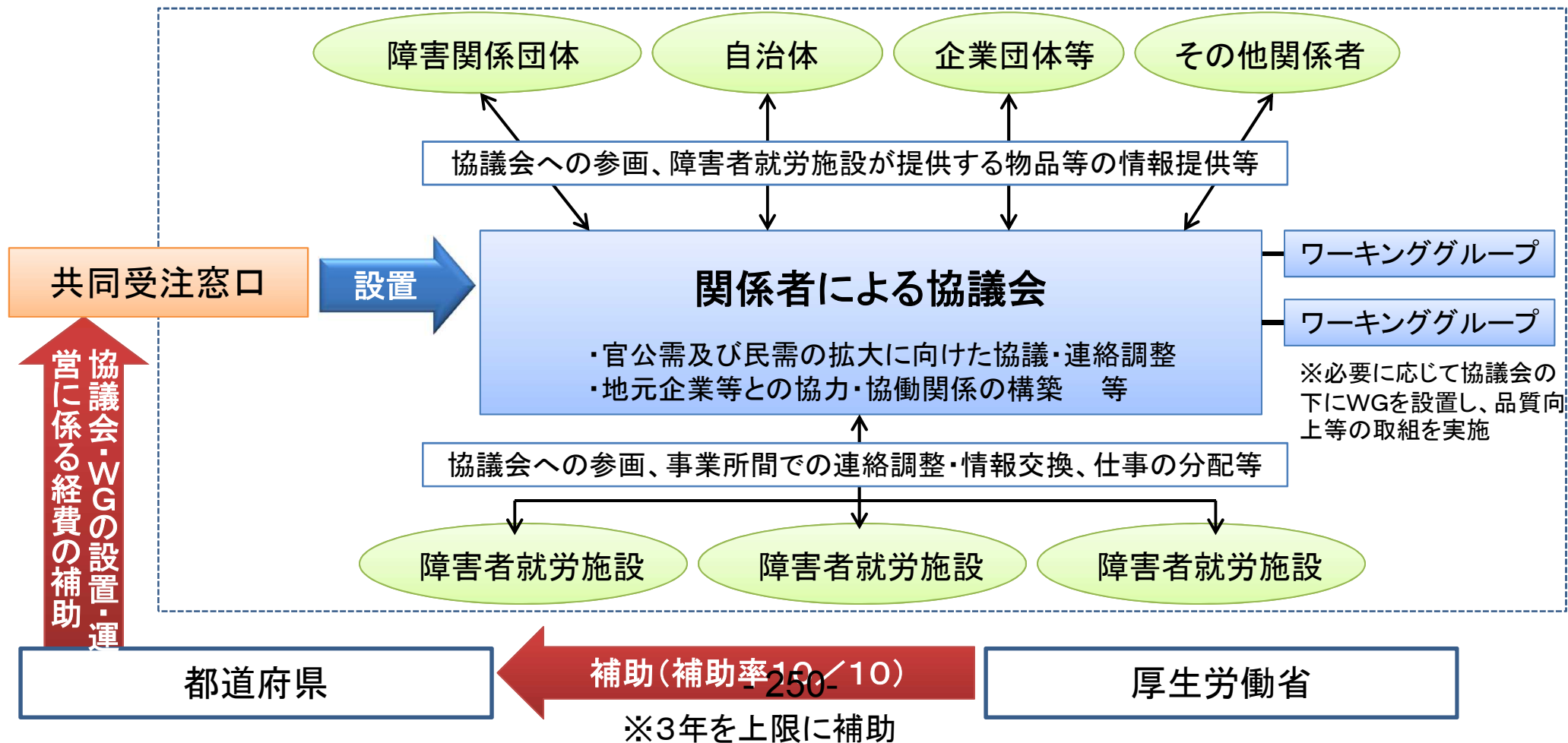
共同受注窓口による情報提供体制の構築

平成29年度予算額
39,996千円

平成30年度予算案
22,220千円
(地域生活支援促進事業)

差引増▲減額
▲17,776千円

- 共同受注窓口において、官公需や民需に係る関係者が参画する協議会を設置することにより、障害者就労施設等への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用するなど、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築。
- 協議会では、官公需及び民需の拡大に向けて、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、ワークシェアリングや地元企業等との協働による製品開発、新たな官公需や民需の創出などを検討する(必要に応じて、協議会の下に専門家等で構成するWGを設置し、品質向上や販路拡大などにも取り組む)。



農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

平成28年度予算額
106,545千円 →

平成29年度予算額
200,340千円 →

平成30年度予算案
269,310千円

差引増▲減額
+68,970千円

(積算上都道府県実施数) 平成28年度:15か所→平成29年度:30か所→平成30年度:47か所
(都道府県実施数(実績)) 平成28年度:28か所→平成29年度:40か所

事業の趣旨

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会(「1億総活躍」社会)の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

工賃向上計画支援事業の特別事業において、「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」として以下の事業を実施することとし、補助率は10/10とする。

① 農福連携推進事業

農業に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

② 農福連携マルシェ開催支援事業

農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。

<事業のスキーム>

厚生労働省

補助

補助率:10/10

都道府県

農福連携マルシェの
開催※委託による実施可

専門家の派遣等の
支援※委託による実施可

障害者就労施設

農業の取組推進⇒6次産業化

農福連携マルシェへの参加



農福連携による就農促進プロジェクト 実施件数（平成28年度、平成29年度）

平成28年度

平成28年度 農福連携による障害者の 就農促進プロジェクト 実施都道府県数	うち農福連携による障害者の就農促進プロジェクト補助項目			
	(ア)農業に関する十分なノウハウを有していない障害者就労施設に対し農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	(イ)農業の専門家の派遣等による6次産業化への取組支援	(ウ)農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催支援	(エ)その他
28	22	13	20	7

平成29年度

平成29年度より農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言や6次産業化への取組支援、農福連携マルシェの開催支援に加え、好事例収集などによる障害者就労施設への意識啓発、農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を追加

平成29年度 農福連携による障害者の 就農促進プロジェクト 実施都道府県数	うち農福連携による障害者の就農促進プロジェクト補助項目				
	(ア)農業に関する十分なノウハウを有していない障害者就労施設に対し農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	(イ)農業の専門家の派遣等による6次産業化への取組支援	(ウ)農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催支援	(エ)農業に取り組んでいる障害者就労施設等の好事例を収集し、他の障害者就労施設で共有するなどの意識啓発等	(オ)農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援
40	31	17	33	13	19

農福連携による就農促進プロジェクト 実施都道府県の内訳（平成28年度）

	農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	六次産業化への取組支援	農福連携マルシェの開催支援	その他		農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	六次産業化への取組支援	農福連携マルシェの開催支援	その他
北海道					滋賀県	○	○		
青森県			○		京都府	○		○	○
岩手県					大阪府			○	○
宮城県	○		○		兵庫県	○		○	○
秋田県					奈良県				
山形県					和歌山県	○			
福島県	○	○	○		鳥取県			○	
茨城県					島根県	○	○		
栃木県					岡山県	○	○	○	
群馬県	○	○	○		広島県	○	○		
埼玉県	○				山口県	○		○	
千葉県				○	徳島県	○	○	○	
東京都					香川県				
神奈川県	○	○	○		愛媛県	○			○
新潟県					高知県		○	○	
富山県			○	○	福岡県				
石川県					佐賀県				
福井県	○		○		長崎県	○	○		
山梨県					熊本県	○	○	○	
長野県	○		○	○	大分県				
岐阜県					宮崎県				
静岡県	○	○	○		鹿児島県	○		○	
愛知県	○	○	○		沖縄県				
三重県					計	22	13	20	7

農福連携による就農促進プロジェクト 実施都道府県の内訳（平成29年度）

	農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	6次産業化への取組支援	農福連携マルシェの開催支援	好事例を収集し、事業所間で共有するなどの意識啓発等	農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援		農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	6次産業化への取組支援	農福連携マルシェの開催支援	好事例を収集し、事業所間で共有するなどの意識啓発等	農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援
北海道	○		○			滋賀県	○	○			○
青森県			○			京都府	○	○	○	○	○
岩手県	○	○	○		○	大阪府			○		○
宮城県	○		○			兵庫県	○		○	○	
秋田県						奈良県					
山形県						和歌山県	○	○	○		○
福島県	○	○	○		○	鳥取県	○		○		○
茨城県						島根県	○		○	○	○
栃木県			○			岡山県	○	○	○	○	
群馬県	○	○	○		○	広島県	○				
埼玉県	○					山口県			○		
千葉県	○					徳島県	○	○	○		○
東京都						香川県					
神奈川県	○	○	○	○		愛媛県	○		○	○	○
新潟県	○		○		○	高知県		○	○		
富山県			○		○	福岡県	○		○		
石川県	○		○			佐賀県				○	
福井県	○	○	○		○	長崎県	○	○	○	○	
山梨県				○	○	熊本県	○	○	○	○	○
長野県	○		○	○	○	大分県	○				
岐阜県						宮崎県	○		○		
静岡県	○	○	○			鹿児島県	○	○	○	○	○
愛知県	○	○	○	○		沖縄県	○		○		
三重県		○	○		○	計	31	17	33	13	19

⑫ 障害者等の希望や能力を活かした就労支援の推進

【働く人の視点に立った課題】

雇用環境は改善してきているが、依然として雇用義務がある企業（50人以上）の約3割が障害者を全く雇用していない。

経営トップを含む社内理解の促進、作業内容・手順の改善等の課題を克服する必要。

就労に向けた関係行政機関等の更なる連携が必要。

福祉事業所から一般就労への移行率が20%以上の就労移行支援事業所が増加しているが、移行率が0%の事業所が3割強存在し、二極化している。

福祉事業所における利用者の賃金・工賃は十分な水準にない。

- ・就労継続支援A型事業所の平均賃金6.8万円（2015年度）
- ・就労継続支援B型事業所の平均工賃1.5万円（2015年度）

【今後の対応の方向性】

障害者等が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて最大限活躍できることが普通になる社会を目指す。このため、長期的寄り添い型支援の重点化等により、障害者雇用ゼロ企業を減らしていくとともに、福祉就労の場を障害者がやりがいを感じられる環境に変えていく。また、特別な支援を必要とする子供について、初等中等・高等教育機関と福祉・保健・医療・労働等の関係行政機関が連携して、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制を整備する。

【具体的な施策】

（長期的寄り添い型支援の重点化）

- ・障害者雇用ゼロ企業が障害者の受入れを進めるため、実習での受入れ支援や、障害者雇用に関するノウハウを付与する研修の受講などを進める。また、障害者雇用に知見のある企業OB等の紹介・派遣を行う。

（障害者の一般就労に向けた在学中からの一貫した支援）

- ・発達障害やその可能性のある方も含め、障害の特性に応じて就労に向けて、在学中から希望・能力に応じた一貫した修学・就労の支援を行うよう、各教育段階において、教育委員会や大学と福祉、保健、医療、労働等関係行政機関、企業が連携した切れ目ない支援体制を整備し、企業とも連携したネットワークを構築する。
- ・一般就労移行後に休職した障害者について、その期間に就労系障害福祉サービスの利用を認めることを通じた、復職を支援する仕組みを創設するほか、福祉事業から一般就労への移行を推進する。
- ・聴覚に障害のある人が電話を一人でかけられるよう支援する電話リレーサービスの実施体制を構築する。また、障害者の職業生活の改善を図るための最新技術を活用した補装具の普及を図る。

（在宅就業支援制度の活用促進）

- ・障害者の在宅就業等を促進するため、在宅就業する障害者と発注企業を仲介する事業のモデル構築や、優良な仲介事業の見える化を支援するとともに、在宅就業支援制度（在宅就業障害者に仕事を発注した企業に特例調整金等を支給）の活用促進を図る。

（農業と福祉の連携強化）

- ・農業に取り組む障害者就労施設に対する6次産業化支援や耕作放棄地の積極的活用など、農福連携による障害者の就労支援について、全都道府県での実施を目指す。

施策	年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度以降	指標	
長期的寄り添い 型支援の重点化		企業等による初めての障害者の実習受け入れや、障害者雇用に関するノウハウを有する人材育成への支援											障害者雇用ゼロ企業を減らすための取組を推進する。 就労移行支援事業所等の利用を経て一般就労へ移行する者を2020年度までに2016年度実績の1.5倍以上とする。	
		障害者雇用に知見のある企業OB等を、雇入企業に紹介・派遣						高齢・障害・求職者雇用支援機構の中期計画見直しに合わせて改善						
障害者の一般就 労に向けた在学 中からの一貫し た支援		障害者テレワークのモデル構築 (在宅)		(サテライト型オフィス)		モデル構築の実施結果を踏まえた支援措置の検討								
		教育委員会と福祉・労働等行政機関が連携した支援体制整備					連携支援体制の成果の発信・普及とともに、就労支援コー ディネーターの全国展開に向けた更なる拡充				更なる支援策等の検討			
	2017年度まで に30地域			2019年度まで に94地域										
		大学等と高校・行政機関・企業が連携した支援体制 のモデルとなるネットワーク構築			事業の成果を研修等を通じ全国に普及				実施状況を踏まえた更なる支援策の検討					
		就労後に休職した場合の就労系福祉サービス利用等 給付開始 報酬への反映を検討					報酬改定ごとに実績を踏まえた見直し							
		電話リレーサービスの実施			実施状況を踏まえた更なる拡充の検討									
在宅就業支援制度の 活用促進		最新技術を活用した補装具の普及			補装具の普及による障害者の就労の更なる促進									
		仲介事業のモデル の構築		優良仲介事業 の見える化		取組実態を踏まえて必要な制度の見直しを図り、在宅就業支援制度の活用を促進								
農業と福祉の連携強化		各都道府県で農福連携による障害者の就労 支援を推進（2018年度までに全都道府県で実施）				ノウハウと合 わせて川 江開催		農福連携の更なる推進						

【ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）（抄）】

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

（3）障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援

一億総活躍社会を実現するためには、障害者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要である。このため、就職支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、**障害者の身体面・精神面にもプラスの効果がある農福連携の推進**、ICT の活用、就労のための支援、慢性疼痛対策等に取り組むとともに、グループホームや就労支援事業等を推進する。

【未来投資戦略2017 —Society 5.0の実現に向けた改革— 平成29年6月9日（抄）】

3. 人材の育成・活用力の強化

（2）新たに講ずべき具体的施策

ii) 生産性・イノベーション力の向上につながる働き方の促進

⑥障害者等の就労促進

・ 来年4月の法定雇用率の引上げや障害者雇用に関するノウハウを付与する研修の充実、キャリア教育など生涯を通じた学習の充実や関係機関の連携の促進等を通じて、障害者の希望や能力をいかした就労支援の取組を進める。また、最新技術を活用した補装具等の普及を図るとともに、**農福連携による障害者の就労支援を推進**する。

在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業

目的

平成29年度予算額
60,000千円

→ 平成30年度予算案
45,000千円
(地域生活支援促進事業)

差引増▲減額
▲15,000千円

仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就職や施設利用が困難な障害者もいることから、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業を実施し、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制を構築する。

実施主体・負担割合等

○実施主体：都道府県

○補助事業者：社会福祉法人等の民間団体

○負担割合：国 1 / 2、都道府県 1 / 2

事業概要

障害者の在宅就業に関する現状・課題

(障害者の個人事業者への業務発注に関する傾向)

- 障害者への発注は避けたい

(在宅就業の課題)

- 在宅就業という働き方や自分たちの取組が認知されていない
- 登録者のスキルが不足している

(在宅就業を希望する理由)

- 体調などが変わりやすく、仕事量の調整などをしなければならないが、会社の仕事では在宅でもそれが難しいと思う

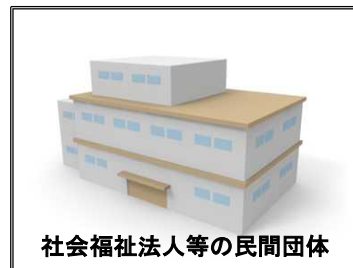
課題等への対応
(モデル事業の実施)

地域の実情に応じたモデル事業の実施

都道府県



補助



社会福祉法人等の民間団体

- 関係者による検討会
- ニーズ調査や実態調査等を実施

- 企業への普及・啓発
- 相談支援
- 発注企業の開拓

- ICTネットワークの構築

- ICT技術等のスキルアップ支援

企業



企業から発注された仕事のマッチング

在宅障害者



事業評価・検証

農業と福祉の連携事例

- 障害者就労施設が、有機農業によって付加価値の高い農作物を生産し、また、加工・販売まで手掛けること(6次産業化)によって、高い工賃(賃金)を実現している事例もある。
- また、農業分野には、多様な作業があることから、障害者の特性に応じた仕事を開発することにより、より多くの障害者の雇用・就労につながる。また、地域の農家ともつながることにより、地域活性化や地方創生にも資する事例もでてきている。

就労継続支援A型事業所の事例

(事例1)

- 法人内で生産する農産物を基盤に、県内農産品を加工・販売することにより、障害者の働く場を広げ、地域の農業を活性化。地元農家や農協、行政とネットワークを構築し、地域全体で連携して取組む。
- A型利用者約20人のうち、一部(※)が、地元の野菜や果実からジュースやジャムを製造し、販売する。
- 平成28年度の平均月額賃金：約14万5千円
※農業以外に自動車部品組立作業も行っている。

(事例2)

- 就労継続支援A型事業所として、農業と加工作業を組合せて通年の作業を確保。20人の利用者が、主にジャガイモの生産と加工を行い、総菜チェーンや地元の食堂に販売し、安定収益を上げている。A型利用者から支援スタッフへのキャリアアップも実現。
- 地域の高齢者を積極的に雇用し、農業の経験や知恵を伝承。高齢者の生きがい創出にもなっている。
- 平成28年度の平均月額賃金：約10万8千円



258-



就労継続支援B型事業所の事例

(事例1)

- 当事業所では、約30品目の野菜を生産。同じ法人で運営する養鶏場の鶏ふんを使った自家製堆肥による土作りなども行い、農薬を使わない野菜作りを行っている。
- 直売店やネット通販、車による移動販売も行い、売上げ確保に努めている。外出が困難な地域住民にとって、買い物支援の役割も担っている。
- 精神障害のある約30人の利用者が、それぞれの適性と体調を判断しつつ、就労に必要な体力、忍耐力、チームワークを養いながら作業している。
- 地元の農家から請負で作業を行う「施設外就労」に取組むことで、地域の農業を支えている。
- 平成28年度の平均月額工賃：約2万6千円

(事例2)

- 当該事業所では、使われなくなった畑地を耕し、主にカボチャとブドウ、他にもトマト、ピーマン、ブルーベリー等の少量多品種の野菜や果物を生産している。ブドウの選定作業などは、地域の高齢者の協力を得ている。
- 農産物は、JAの直売所や施設内の市場で販売している。施設内の市場には地元の農家も出店し、高齢化・過疎化が進む地域の農家にとって新たな販路拡大、所得確保の機会にもなっている。
- 約40人の利用者の多くは知的障害者で、農業の他に、法人内で製造するクラフトビールの瓶詰めやラベル貼り、レストランでの清掃、調理補助、接客にも取り組む。
- 平成28年度の平均月額工賃：約2万7千円



就労移行等連携調整事業

平成29年度予算額	平成30年度予算案	差引増▲減額
23,545千円	→ 21,191千円	▲2,354千円
(地域生活支援促進事業)		

【要求要旨】

- 障害者が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であるが、このためには、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるよう支援することが重要である。
- このため、働くことを希望する障害者について、様々な支援機関が連携した円滑な移行支援が行えるよう、支援対象者のアセスメント及び関係機関のコーディネートを行う。

1 事業概要

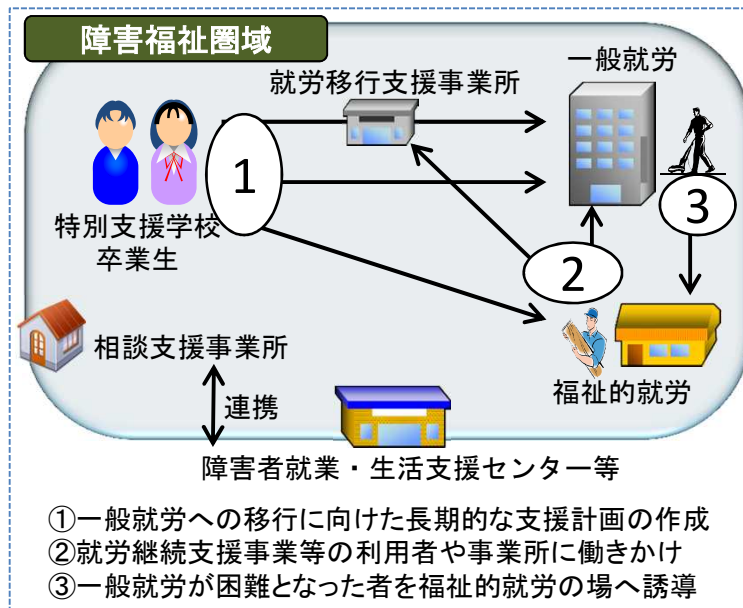
特別支援学校の卒業生、就労継続支援事業利用者、一般就労者等、就労可能な障害者について、適切なアセスメントを行うとともに、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所、就労系福祉サービス事業所等、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、各障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援する。

2 実施主体：都道府県

3 補助率：1/2

4 積算(要求額)

4,709千円 × 9か所 × 1/2 = 21,191千円



【施策の効果】

- 障害者が能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を関係機関が連携して行うことにより、一般就労へ移行する障害者が増加するとともに、一般就労が困難な者についても、福祉的就労の場で適切な支援を受けながら働くことが可能となる。

6 地域生活支援拠点等の整備促進について

(1) 地域生活支援拠点等の整備促進

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における課題の解決を目指す「地域生活支援拠点等（以下「拠点等」という。）の整備をお願いしているが、昨年4月時点における拠点等の整備状況をみると、整備済が37市町村、9圏域であり、整備が必ずしも進んでいない状況にある。

この間、各市町村等における拠点等の整備の取組を進めるため、昨年7月に「地域生活支援拠点等の整備促進について」の通知を発出し、周知してきたところである。

拠点等については、第五期障害福祉計画の策定に係る基本指針の成果目標においても引き続き、平成32年度末までに各市町村又は圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする旨定めているため、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等の整備を行わなかった市町村又は圏域においては、既に整備が進んでいる地域の事例等も参考とし、地域におけるニーズの把握や課題の整理を早期に行い、障害福祉計画に位置付け、できる限り早期に積極的な整備に努めるよう、また、都道府県におかれては、市町村又は圏域における拠点等の整備を進めるに当たって必要な支援を行うとともに、第四期障害福祉計画の期間中に拠点等の整備を行わなかった市町村及び圏域に対して、整備に向けた検討を早期に行うよう特段の配慮をお願いする。

また、今般、別添のとおり、昨年発出した整備促進の通知等の内容をまとめたパンフレットを作成するとともに、今年度、拠点等の整備の状況を踏まえた好事例（優良事例）集も作成中であり、好事例（優良事例）集についてはとりまとめ次第周知するので、これらを活用いただき、積極的な整備や必要な機能の充実・強化をお願いする。

なお、平成29年4月時点の各市町村等における拠点等の整備の状況や、今年度（株）三菱UFJリサーチ&コンサルティングを通じて実施した都道府県へのアンケート調査の結果（別紙参照）について、本日、厚生労働省ホームページに掲載するので、併せて参考にされたい。

（掲載先）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000128378.html>

(2) 今後の制度的対応

平成27年12月に取りまとめられた社会保障審議会障害者部会の報告書においては、常時介護を要する障害者等、精神障害者、高齢障害者に対する支援として、「地域生活を支援する拠点の整備を推進すべき」とされて

おり、これらについては、自立生活援助や重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型（日中サービス支援型）の創設など障害者総合支援法の改正によるサービス等の新設や、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定の対応において、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」の機能など拠点等の必要な機能の充実・強化を図ることとしている。

今後、拠点等については、これらの見直しの状況も注視していただき、効果的な取組みをお願いする。

1. 調査目的

○都道府県が管内市町村の地域生活支援拠点の整備にどの程度関与しているのか、整備に向けて支援している場合、具体的にどのような支援を行っているのかを把握することを目的とする。

2. 調査対象等

○47都道府県に対し、調査票を郵送配布し、メール及びFAXにて回収。(回収率100%)

○調査時期は平成29年8～10月

3. 調査結果のポイント

○平成29年4月時点で、整備済みの市町村数・圏域数は37市町村9圏域(整備済みの市町村・圏域があるのは19都道府県) 西日本で整備が進んでいない状況にある。

○都道府県が管内市町村の整備状況を定期的に把握しているのは5割(24都道府県)。

○都道府県の当該市町村に対する地域生活支援拠点等の整備についての支援では、整備、運営に関する研修会を開催しているのは約3割(15都道府県)、その中で積極的に実施しているのは、長野県の「圏域ごとに市町村職員等を集め、先進地域の取組み紹介や地域間の状況共有、意見交換の開催」、広島県の、「要請のある市町村での講演」、宮崎県の「地域自立支援協議会での研修」などがある。

○管内市町村の拠点施設等の整備に後方的かつ継続的な支援を行っているところは6割弱(27都道府県)で、前述の長野県その他、香川県の「市町相談支援・地域生活支援事業担当者会議の中で意見交換や進捗管理、情報共有を図る場を設定」などがある。

○「障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業」(都道府県任意事業)を活用する予定があるのは1都道府県にとどまる。

都道府県アンケート調査結果

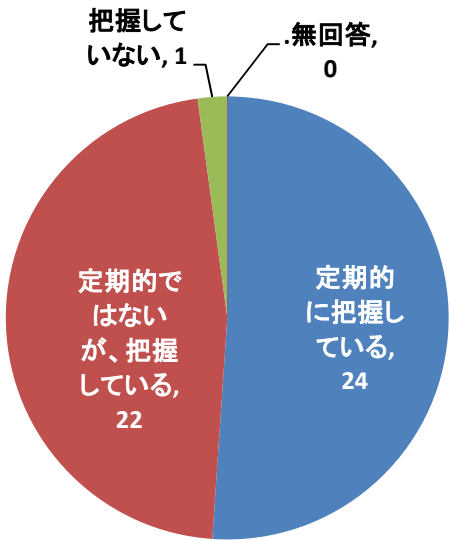
○管内市町村の整備状況について、「定期的に把握している」24都道府県、「定期的ではないが、把握している」22都道府県であるのに対し、「把握していない」とする都道府県が1県あった。

○都道府県において、地域生活支援拠点等の整備、運営に関する研修会を開催しているのは15都道府県にとどまっている。研修会の内容の多くは、地域生活支援拠点についての説明や先進事例の紹介などとなっている。

○都道府県において、管内市町村における先進事例や優良事例等の紹介をしているのは18都道府県にとどまる。

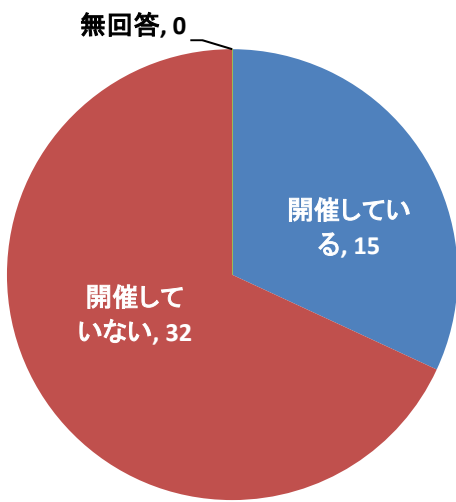
管内市町村の整備状況の定期的な把握の有無

全体 [N=47]



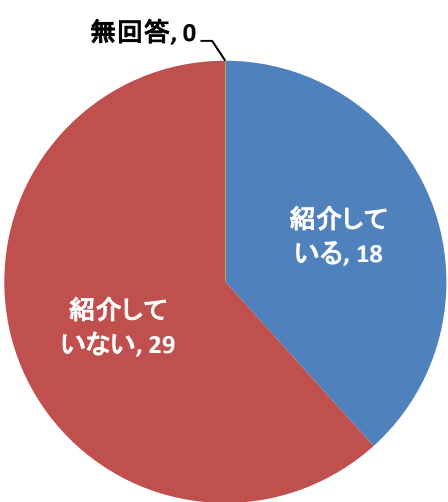
拠点等の整備、運営に関する研修会の開催の有無

全体 [N=47]



市町村における先進事例、優良事例等の紹介の有無

全体 [N=47]



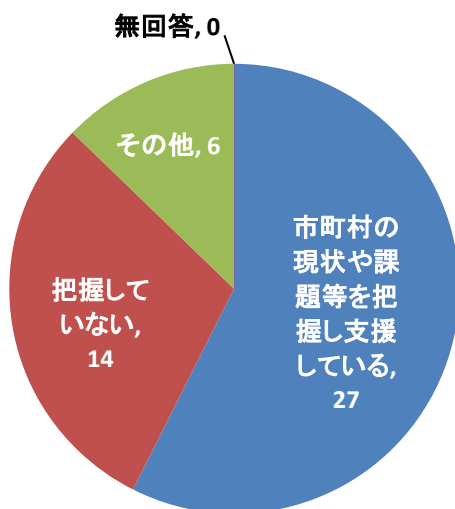
○管内市町村への後方的かつ継続的支援を行っている都道府県は27都道府県にとどまり、「現状や課題を把握していない」が14都道府県となっている。

○「地域移行のための安心生活支援事業」(市町村任意事業)の活用を「促している」のは17都道府県であるのに対し、「促していない」都道府県が29と、促していない都道府県が多い。

○「障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業」(都道府県任意事業)の活用については、「今年度、活用している、予定している」都道府県が1都道府県のみにとどまる。

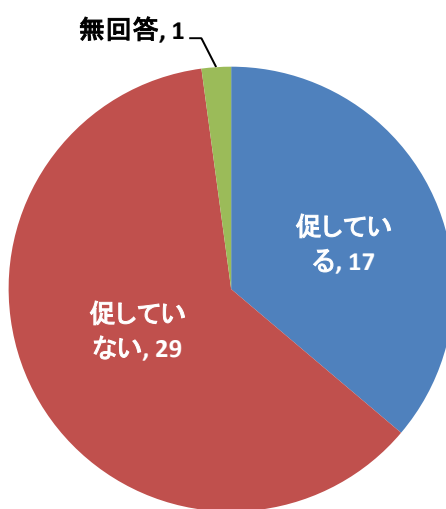
当該市町村への後方的かつ継続的な
支援の有無

全体 [N=47]



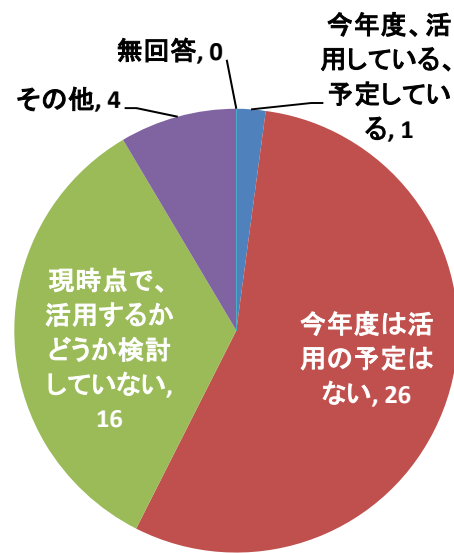
「地域移行のための安心生活支援事業」(市町村任意事業)の活用促進の
有無

全体 [N=47]



「障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業」(都道府県任意事業)の活用予定の有無

全体 [N=47]



7 訪問系サービスについて

(1) 入院中の重度訪問介護の利用について

平成 30 年 4 月から、重度訪問介護を利用する障害支援区分 6 の者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できることとなる。

病院等に入院又は入所中には、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の規程による療養の給付や介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による介護給付等（以下「他法給付」という。）が行われることを踏まえ、重度訪問介護により提供する支援は、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本とする。なお、意思疎通の支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定される点に留意されたい。

また、病院等に入院又は入所中の重度訪問介護の提供に当たっては、病院等との連携のもとに行うことを報酬算定上の要件としている。当該要件は、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等の療養の給付等に影響がないように病院等の職員と十分に調整した上で行う必要があるために設けたものであるので、その趣旨について、管内の重度訪問介護事業所に周知徹底をお願いしたい。

(2) 重度障害者等包括支援の活用について

重度障害者等包括支援は、障害支援区分 6 の重症心身障害者や行動障害を伴う者等の最重度の障害者等に対して、日々の体調の変化等に応じて、居宅介護や生活介護等の障害福祉サービスを柔軟に提供できる仕組のサービスである。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、指定基準や基本報酬の見直しを行い、重度障害者等包括支援を行いやすくしたので、地域における最重度障害者等のニーズや支援体制等を踏まえ、必要に応じて、重度障害者等包括支援の実施を検討いただくよう、管内の障害福祉サービス事業所に対して周知をお願いしたい。

なお、重度障害者等包括支援の取扱いについては、「重度障害者等包括支援の取扱いについて」（平成 18 年 9 月 27 日事務連絡）においてお示しているところであるが、今後、当該事務連絡の内容を更新した事務連絡を発出する予定であるので、ご承知おき願いたい。

(3) 同行援護について

平成 30 年 4 月から、同行援護は、外出する際に必要な援助を行うことを

基本とすることから、「身体介護を伴う場合」及び「身体介護を伴わない場合」の分類を廃止し、基本報酬を一本化することとした。また、盲ろう者に対する同行援護を盲ろう者向け通訳・介助員が提供したときの加算や、障害支援区分3以上の者に提供したときの加算を創設することとした。当該改定に伴い支給変更決定等の必要が生じないように、平成30年3月31日までに同行援護の支給決定を受けた者については、当該支給決定の有効期限の範囲で、「身体介護を伴う」及び「身体介護を伴わない」の報酬が適用されるようにしたので、ご承知おき願いたい。

（４）重度訪問介護利用者の大学修学支援事業について

平成30年度予算案において地域生活支援促進事業のメニューとして、「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」を計上した。【関連資料 企画課自立支援振興室資料の（資料1－2）及び（資料1－4）】

本事業は、大学等（大学、大学院、短期大学及び高等専門学校をいう。以下同じ。）が、本事業の対象者の修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供するものであることから、障害者の入学先の大学等と連携して、当該障害者の修学状況や、大学等による支援状況等を把握しながら実施されたい。

（５）平成30年度国庫負担基準の改正について

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定においては、以下の見直しにより、国庫負担基準を拡充する予定である。

- ① 重度障害者の割合に応じた国庫負担基準の嵩上げ（現行5%）について、市町村の支給決定者数や重度障害者の利用状況に応じた拡充。
- ② 訪問系サービスにおける特別地域加算の算定対象となる地域（へき地等）に居住する者の国庫負担基準の15%を増加。
- ③ 重度訪問介護等を利用する介護保険対象者の国庫負担基準について、重度訪問介護等から居宅介護の国庫負担基準を除いた単位への見直し。

これらに加えて、訪問系サービスの基本報酬の増加や加算の創設に伴う拡充も行う予定である。【関連資料1】

なお、国庫負担基準額が、平成17年度の国庫補助の額を下回るときに、当該国庫補助額を市町村全体の国庫負担基準総額とする従前額保障の取扱いについては、廃止する予定である。当該廃止により超過負担が増加又は新たに生じる市町村に対しては、「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」により3年間の経過措置として財政支援を行うことができることとする予定であるので、都道府県におかれては、管内市町村の状況等を踏まえ、当該補助金を活用されたい。

（６）平成 30 年度重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業について

「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」については、重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている小規模市町村に重点を置いた財政支援を行っているところである。

平成 30 年度予算案における本事業については、（５）の見直し等を踏まえ約 10 億円を計上した。なお、補助要件については平成 29 年度の要件に加え、（５）の従前額保障の廃止に伴う経過措置を含めることを予定している。【関連資料 2】

各都道府県におかれては、管内市町村に対し、本事業の趣旨等について、周知徹底を図るなど円滑な実施について特段の御配慮をお願いしたい。

（７）平成 30 年 4 月以降の人員配置基準等について【関連資料 3】

① 同行援護について

ア 従業者について

（ア）実務経験が 1 年未満の者の介護福祉士等について

同行援護の従業者のうち、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）への従事した経験が 1 年未満の者であって、介護福祉士、実務者研修修了、初任者研修課程修了者等、視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者及び基礎研修課程修了者等については、平成 30 年 3 月 31 日まで、同行援護従業者養成研修一般課程を修了したものとみなす経過措置を設けてきたところであるが、本経過措置については平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止する。

（イ）盲ろう者向け通訳・介助員について

平成 30 年 3 月 31 日の時点で地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事する盲ろう者向け通訳・介助員については、平成 33 年（2020 年）3 月 31 日までの間、同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了したものとみなすこととする。

視覚障害者等に対して、適切な同行援護を提供するため、各都道府県におかれては、研修機会の確保とともに、管内において本取扱いによる従業者を配置する事業所に対して、同行援護従業者養成研修の受講の勧奨に努めていただきたい。なお、受講の促進に当たっては、地域生活支援促進事業における「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」も活用し、本研修を積極的に実施していただくようお願いする。

イ サービス提供責任者について

同行援護のサービス提供責任者は、次の（ア）又は（イ）の要件を満たす者であって、同行援護従業者養成研修応用課程（以下「応用課程」という。）を修了した者等であることとしつつ、平成 30 年 3 月 31 日まで、応用課程を修了したものとみなす経過措置を設けてきたところであるが、本経過措置については平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止する。

また、次の（イ）の要件についても廃止することとする。

（ア）介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で３年以上介護等の業務に従事した者

（イ）平成 23 年 9 月 30 日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に３年間従事したもの（平成 30 年 3 月 31 日までの暫定的な取扱い。）

ウ 同行援護の提供体制の確保

平成 28 年度の障害保健福祉関係主管課長会議（平成 29 年 3 月 8 日）において、同行援護従業者養成研修の受講状況等調査の結果についてお示したところである。当該調査結果では、回答事業所の約 1 割が、同行援護事業所の今後の展望として、縮小又は廃止を検討していた。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、管内の視覚障害者の同行援護の利用量に関するニーズを踏まえて、同行援護の提供体制を適切に確保するよう取り計らわれたい。

なお、その上で、同行援護事業所から事業の廃止又は休止に係る申請があった場合には、「指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について」（平成 29 年 7 月 28 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室等事務連絡）を踏まえて対応されたい。

② 行動援護について

行動援護の従業者及びサービス提供責任者の要件のうち、行動援護従業者養成研修を未修了の者について、平成 30 年 3 月 31 日まで当該研修を修了したものとみなす経過措置を設けてきたところであるが、本経過措置については平成 33 年（2020 年）3 月 31 日まで延長する。

知的障害や精神障害により行動障害を伴う障害者等に対して、適切な行動援護を提供するため、各都道府県におかれては、研修機会の確保とともに、管内において本経過措置による従業者を配置する事業所に対して、研修の受講の勧奨などに努めていただきたい。なお、受講の促進に当たっては、地域生活支援促進事業における「障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業」も活用し、本研修を積極的に実施していただくようお願いする。

また、今後、行動援護従業者養成研修の開催状況や、本経過措置による従業者の同研修の修了状況等について、国に進捗状況を報告していただく予定であるので、御了知願いたい。

③ その他

ア 訪問系サービスにおけるサービス提供責任者の要件の 1 つである「居宅介護職員初任者研修課程修了者であって実務経験 3 年以上」については、「暫定的な要件（※）」としてきた。なお、介護保険における訪問介護では、平成 31 年 3 月 31 日をもって当該要件を廃止するところである。

居宅介護においても、本取扱いについては廃止に向けて検討することとしており、当面の措置として、平成 30 年 4 月以降は、引き続き当該者をサービス提供責任者の要件に位置づけるものの、当該者がサービス提供責任者として作成した居宅介護計画に基づき支援を行った場合に、報酬の 10% を減算することとする。

なお、次期障害福祉サービス等報酬改定では、本取扱いの廃止を検討する予定であることから、当該減算の対象となる事業所に対して、サービス提供責任者が介護福祉士又は実務研修修了者となるよう勧奨されたい。

※ 暫定的な取扱いに係る留意点

居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3 年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないものであること。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001 通知））

イ 訪問系サービスの質の向上のため、次期障害福祉サービス等報酬改定に向け、以下の者については、その要件の廃止も含めて検討を行う予定であることから、事業者への集団指導等の機会を捉え、従業者の資質向上に向け、介護福祉士、実務研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者、同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）修了者、行動援護従業者養成研修修了者の資格の取得について勧奨されたい。

- ・ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者
- ・ 旧身体障害者居宅介護等事業、旧知的障害者居宅介護等事業及び旧児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者
- ・ 旧視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、旧全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者及び旧知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者

（８）訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

① 支給決定事務における留意事項について

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成 19 年 4 月 13 日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、適切に対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと

イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対す

る支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

② 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成 19 年 3 月 28 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）で、介護保険サービスが原則優先されることとなるが、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものについては、障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給することや、障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合には、介護給付費等を支給することが可能であることなどの取扱いを示すとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知してきたところである。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成 27 年 2 月 18 日付事務連絡）において、制度の適切な運用について示しているところであり、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いする。

③ 重度訪問介護等の適切な支給決定について

ア 重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成 19 年 2 月 16 日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、対応していただきたい。

（ア）重度訪問介護は、同一箇所に長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1 日につき 3 時間を超える支給決定を基本とすること。

- (イ) 平成 21 年 4 月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を 30 分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが 1 日に複数回行われる場合の 1 回当たりのサービスについて 30 分単位等の短時間でを行うことを想定しているものではないこと。
- (ウ) これまでに、利用者から「短時間かつ 1 日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを 1 日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。
- (エ) 「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない。」といった声も寄せられているところである。重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが 1 日に複数回提供される場合であっても 1 回当たりのサービスについては基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。
- イ 一方で、同一箇所に長時間滞在し、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援も含めた長時間の支援を必要とする者に対して居宅介護の支給決定がされている事例も散見されている。居宅介護は短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて高い単価設定としているため、ヘルパーが行う支援内容を具体的に把握した上で、適切なサービスを支給決定するようお願いしたい。

④ 居宅介護における通院等介助等について

居宅介護における通院等介助については、「平成 20 年 4 月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成 20 年 4 月 25 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

- ・ 院内の移動に介助が必要な場合
- ・ 知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・ 排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。

なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

また、通院の介助は、同行援護や行動援護により行うことも可能であり、これらと通院等介助の利用に優先関係は無いため、利用者の意向等を勘案し、適切なサービスの支給決定をお願いしたい。

⑤ 訪問系サービスの周知について

訪問系サービスについては、在宅の重度障害者を支える重要な社会資源であるが、当事者自身の制度に関する理解不足を理由として、訪問系サービスを利用していない方もいるといった声も寄せられているところである。

については、各都道府県等におかれては、当事者やその家族、障害福祉サービス事業者等に対し、訪問系サービスの制度内容等の周知に努めていただきたい。

厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）
改正案

（傍線部分は改正部分）

改正後

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）の第8の重度障害者等包括支援サービス費（以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。）の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であつて、障害福祉サービス（療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第二百十三条の十二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助に限る。）を除く。）を利用する者とする。

二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円にハに定める割合を乗じて得た額に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計し

改正前

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）の第8の重度障害者等包括支援サービス費（以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。）の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であつて、障害福祉サービス（療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第二百十三条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助に限る。）を除く。）を利用する者とする。

二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額に当該市町村における当該年度の前年度に係る三月から翌年二月までの居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障

た額とする。

イ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者 (1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(9)までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数

(1) 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び

社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(一)又は(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (二)に掲げる者以外のもの 八五、七五〇単位

(二) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 五八、四八〇単位

(2) 前号に掲げる者であって、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数

(一) (二)に掲げる者以外のもの 六九、八三〇単位

(二) 介護保険給付対象者 四二、五六〇単位

(3) 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者 (2)に掲げる者を除く。 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

害者等包括支援に係る支給決定を受けた者のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者の割合が百分の五以上である場合には、百分の百五を乗じて得た額（その額が各市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額）に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

（新設）

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(1)又は(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 八四、三二〇単位

(2) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 三三、八三〇単位

ロ 前号に掲げる者であって、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 六九、〇七〇単位

(2) 介護保険給付対象者 三四、五四〇単位

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者 (ロ)に掲げる者を除く。 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1) (2)に掲げる者以外のもの 六九、〇七〇単位

(2) 介護保険給付対象者 三四、五四〇単位

ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者 (ロ)に掲げる者を除く。 次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(一) (二)から(四)までに掲げる者以外のもの 次のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからdまでに掲げる単位数	
a 区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者	四八、一一〇単位
b 区分五（区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者	三三、七四〇単位
c 区分四（区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者	二六、九二〇単位
d 区分三（区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者	二一、五〇〇単位
(二) 介護保険給付対象者 (三)及び(四)に掲げる者を除く。	一六、〇二〇単位
(三) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者 (四)に掲げる者を除く。） 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数	
a 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	二六、七二〇単位
b 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	一九、三五〇単位
c 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの	一六、〇二〇単位
d 区分四に該当する者	一五、一〇〇単位

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数	
(一) 区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者	四七、四九〇単位
(二) 区分五（区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者	三三、三一〇単位
(三) 区分四（区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者	二六、五七〇単位
(四) 区分三（区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者	二一、二二〇単位
(2) 介護保険給付対象者 (三)及び(四)に掲げる者を除く。	一四、四九〇単位
(3) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者 (4)に掲げる者を除く。） 次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数	
(一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	二六、三八〇単位
(二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	一九、一〇〇単位
(三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの	一四、四九〇単位
(四) 区分四に該当する者	一四、九一〇単位

c	区分四に該当する者	一九、九三〇単位
d	区分三に該当する者	一四、七九〇単位
e	障害児	一八、八二〇単位
(削る)		
(二)	生活介護サービス費等を算定される者(三)に掲げる者を除く。 。 次のa からe までに掲げる者の区分に応じ、それぞれa からe までに掲げる単位数	
a	区分六に該当する者	二二、四九〇単位
b	区分五に該当する者	一八、六六〇単位
c	区分四に該当する者	一四、六九〇単位
d	区分三に該当する者	一一、二九〇単位
(削る)		
e	障害児	一八、八二〇単位
(三)	共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者(七)及び(八)に掲げる者を除く。	二、四四〇単位
(5)	居宅介護に係る支給決定を受けた者(二)から(四)まで及び(六)から(八)までに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数	
(一)	(二)及び(三)に掲げる者以外のもの 次のa からg までに掲げる者の区分に応じ、それぞれa からg までに掲げる単位数	
a	区分六に該当する者	二七、二七〇単位
b	区分五に該当する者	一九、八七〇単位

(三)	区分四に該当する者	一九、八七〇単位
(四)	区分三に該当する者	一四、七五〇単位
(五)	障害児	一八、七六〇単位
(2)	介護保険給付対象者(三)及び(四)に掲げる者を除く。	八、八二〇単位
(3)	生活介護サービス費等を算定される者(四)に掲げる者を除く。 。 次の(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(六)までに掲げる単位数	
(一)	区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	二二、四二〇単位
(二)	区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	一八、六〇〇単位
(三)	区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	一四、六五〇単位
(四)	区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	一一、二六〇単位
(五)	区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの	八、八二〇単位
(六)	障害児	一八、七六〇単位
(4)	共同生活援助サービス費を算定される者(ト)及びチに掲げる者を除く。	二、四三〇単位
ホ	居宅介護に係る支給決定を受けた者(ロ)からニまで及びヘからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数	
(1)	(2)及び(3)に掲げる者以外のもの 次の(一)から(七)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数	
(一)	区分六に該当する者	二六、九七〇単位
(二)	区分五に該当する者	一九、六五〇単位

(7)	居宅介護に係る支給決定を受けた者(2) に掲げる者及び介護保 単位数表の第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助 サービス費を算定される者	二、三一〇単位
(6)	居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数表第 1の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者(2) から(4) まで、(7) 及び(8) に掲げる者並びに介護保険給付対象者を除 く。) に限る。) であって、共同生活援助サービス費のイからニ までの共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援 助サービス費のイからニまで、日中サービス支援型共同生活援助 サービス費の注5の(1) から(3) まで若しくは注9又は介護給付費等 単位数表の第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助 サービス費を算定される者	二、三一〇単位
(二)	介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及 びハを算定される者(三) に掲げる者を除く。) 次のa からg までに掲げる区分に応じ、それぞれa からg までに掲げる単位 数	二四、一五〇単位 一六、七八〇単位 一〇、四八〇単位 五、五八〇単位 三、七九〇単位 二、九三〇単位 九、四二〇単位
(三)	生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当す るもの	二一、二六〇単位
(一)	区分六に該当する者	二四、一五〇単位
(二)	区分五に該当する者	一六、七八〇単位
(三)	区分四に該当する者	一〇、四八〇単位
(四)	区分三に該当する者	五、五八〇単位
(五)	区分二に該当する者	三、七九〇単位
(六)	区分一に該当する者	二、九三〇単位
(七)	障害児	九、四二〇単位

(三)	区分四に該当する者	一三、五六〇単位
(四)	区分三に該当する者	八、七〇〇単位
(五)	区分二(区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以 下同じ。) に該当する者	六、八八〇単位
(六)	区分一(区分省令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以 下同じ。) に該当する者	六、〇七〇単位
(七)	障害児	一二、五六〇単位
(二)	介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及び ハを算定される者(3) に掲げる者を除く。) 次の(一) から(七) まで に掲げる区分に応じ、それぞれ(一) から(七) までに掲げる単位数	二四、一五〇単位 一六、七八〇単位 一〇、四八〇単位 五、五八〇単位 三、七九〇単位 二、九三〇単位 九、四二〇単位
(一)	区分六に該当する者	二四、一五〇単位
(二)	区分五に該当する者	一六、七八〇単位
(三)	区分四に該当する者	一〇、四八〇単位
(四)	区分三に該当する者	五、五八〇単位
(五)	区分二に該当する者	三、七九〇単位
(六)	区分一に該当する者	二、九三〇単位
(七)	障害児	九、四二〇単位
(三)	生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当す るもの	二一、二六〇単位
(一)	居宅介護に係る支給決定を受けた者(介護給付費等単位数表第1 の1の居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者(ロ から ニまで、ト 及びチ に掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。) に限る。) であって、共同生活援助サービス費のイからニまでの共 同生活援助サービス費又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の 外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者	二、二八〇単位
(ロ	居宅介護に係る支給決定を受けた者(ロ に掲げる者及び介護保 単位数表の第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助 サービス費を算定される者	二、二八〇単位

除給付対象者を除く。ののうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数		
(一) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数	a 区分六に該当する者 b 区分五に該当する者 c 区分四に該当する者	一三、〇三〇単位 九、四七〇単位 七、四〇〇単位
(二) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの		三、三六〇単位
(三) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数	a 区分六に該当する者 b 区分五に該当する者 c 区分四に該当する者	一一、五〇〇単位 七、九三〇単位 五、八二〇単位
(8) 居宅介護に係る支給決定を受けた者(2)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。ののうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数		

給付対象者を除く。ののうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数		
(1) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数	(一) 区分六に該当する者 (二) 区分五に該当する者 (三) 区分四に該当する者	一一、八九〇単位 九、三七〇単位 七、三二〇単位
(2) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの		三、三二〇単位
(3) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数	(一) 区分六に該当する者 (二) 区分五に該当する者 (三) 区分四に該当する者	一一、三七〇単位 七、八四〇単位 五、七六〇単位
チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(ロ)に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。ののうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数		

	(一) 区分六に該当する者	九、一八〇単位
	(二) 区分五に該当する者	五、六二〇単位
	(三) 区分四に該当する者	三、五五〇単位
	(9) 同行援護に係る支給決定を受けた者(2)から(8)までに掲げる者のうち次の(一)及び(二)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。(一) 次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数	
	(一) (二)に掲げる者以外のもの	一二、七三〇単位
	(二) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者(7)及び(8)に掲げる者を除く。	三、四九〇単位
ロ	イに該当しない者	イの(1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれイの(1)から(9)までに掲げる単位数
ハ	次の(1)から(3)までに掲げる場合に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を乗じて得た割合	
	(1) 当該市町村が別表第一の上欄に掲げる地域区分に該当する場合 当該市町村が所在する地域区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合	
	(2) 当該市町村における年間支給決定者合計数(三月から翌年二月までを一年度とする当該年度において居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援(以下「居宅介護等」という。)に係る支給決定を行った者の合計数をいう。以下同じ。)が別表第二の上欄に掲げる年間支給決定者合計数に該当する場合 別表第二の上欄に掲げる当該年間支給決定者合計数及び同表の中欄に掲げる重度率(居宅介護等に係る支給決定を受けた者の合計数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者の割合をいう。以下同じ。)に応じ、同表の下欄に掲げる割合	
	(3) 当該市町村における地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十	

	(1) 区分六に該当する者	九、〇八〇単位
	(2) 区分五に該当する者	五、五六〇単位
	(3) 区分四に該当する者	三、五一〇単位
リ	同行援護に係る支給決定を受けた者(ロからチまでに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。(一) 次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数	
	(1) (2)に掲げる者以外のもの	一二、五五〇単位
	(2) 共同生活援助サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)	三、四四〇単位
(新設)		
(新設)		

一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が一以上であつて、かつ、当該市町村における重度率が百分の五以上である場合 百分の百五

別表第一

地域区分	割合
厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地	千分の千二百二十
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十六
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千九十
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千七十二
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる七級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げるその他	千分の千

別表第二

年間支給決定者合計数	重度率	割合
六百人未満	百分の二十以上	百分の二百
	百分の十五以上百分の二十未満	百分の百五十
	百分の十以上百分の十五未満	百分の百三十
	百分の五以上百分の十未満	百分の百二十五
六百人以上千八百人未満	百分の二十以上	百分の百五十

別表

地域区分	割合
生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地	千分の千八百
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千七十二
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千十八
（新設） 地域区分欄に掲げるその他	（新設） 千分の千

（新設）

四千二百人以上	三千人以上四千二百人未満				千八百人以上三千人未満			
百分の五以上	百分の五以上百分の十未満	百分の十以上百分の十五未満	百分の十五以上百分の二十未満	百分の二十以上	百分の二十以上	百分の十五以上百分の二十未満	百分の十以上百分の十五未満	百分の十五以上百分の二十未満
百分の百五	百分の百十	百分の百十五	百分の百二十	百分の百二十五	百分の百二十	百分の百二十五	百分の百二十	百分の百三十

**「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業の実施について（平成 24 年 5 月 23 日障発 0523 第 1 号）
新旧対照表（案）**

改正案	現行
1. 目的 （略） 2. 用語の定義 （1）基準額 当該年度の「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」（平成 18 年厚生労働省告示第 530 号。以下「<u>国庫負担基準告示</u>」という。）により算定した額をいう。 （2）従前基準額 国庫負担基準告示に、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の一部を改正する件」（平成 30 年厚生労働省告示第***号）（注：今後公布予定）による改正前の国庫負担基準告示における従前額保障の算定方法を加えた方法により算定した額をいう。 （3）基準超過額 当該年度の障害者自立支援給付費負担金の訪問系サービスに係る対象経費の支出額（寄附金等の収入額を除く）から、<u>国庫負担基準額を減じた額をいう。</u> （4）従前基準超過額 当該年度の障害者自立支援給付費負担金の訪問系サービスに係る対象経費の支出額（寄附金等の収入額を除く）から、<u>従前国庫負担基準額を減じた額をいう。</u> （5）従前額保障廃止影響額 <u>国庫負担基準超過額から従前国庫負担基準超過額を減じた額をいう。</u> 3. 実施主体 （略）	1. 目的 （略） （新設） 2. 実施主体 （略）

4. 事業の内容 （略） 5. 助成額 （1）人口10万人以上30万人未満の市町村 「<u>従前基準額に1／8を乗じた額</u>」と「<u>従前基準超過額に1／8を乗じた額</u>」を比較して低い方の額」に<u>従前額保障廃止影響額を加えた額</u>から「<u>従前基準額に2／3を乗じた額</u>」と「<u>従前基準超過額に2／3を乗じた額</u>」を比較して低い方の額」に<u>従前額保障廃止影響額を加えた額</u>の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額 （2）人口3万人以上10万人未満の市町村 「<u>従前基準額に1／4を乗じた額</u>」と「<u>従前基準超過額に1／4を乗じた額</u>」を比較して低い方の額」に<u>従前額保障廃止影響額を加えた額</u>から「<u>従前基準額に3／4を乗じた額</u>」と「<u>従前基準超過額に3／4を乗じた額</u>」を比較して低い方の額」に<u>従前額保障廃止影響額を加えた額</u>の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額 （3）人口3万人未満の市町村 「<u>基準超過額</u>」の全額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額 6. 留意事項 （略） 7. 費用の支弁 （略） 8. 経費の補助 （略） 9. 施行期日 この通知は平成30年4月1日から施行するものとする。	3. 事業の内容 （略） 4. 助成額 （1）人口10万人以上30万人未満の市町村 「<u>当該年度の国庫負担基準額に1／8を乗じた額</u>」と「<u>当該年度の国庫負担基準超過額に1／8を乗じた額</u>」を比較して低い方の額から「<u>当該年度の国庫負担基準額に2／3を乗じた額</u>」と「<u>当該年度の国庫負担基準超過額に2／3を乗じた額</u>」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額 （2）人口3万人以上10万人未満の市町村 「<u>当該年度の国庫負担基準額に1／4を乗じた額</u>」と「<u>当該年度の国庫負担基準超過額に1／4を乗じた額</u>」を比較して低い方の額から「<u>当該年度の国庫負担基準額に3／4を乗じた額</u>」と「<u>当該年度の国庫負担基準超過額に3／4を乗じた額</u>」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額 （3）人口3万人未満の市町村 「<u>当該年度の国庫負担基準超過額</u>」の全額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額 5. 留意事項 （略） 6. 費用の支弁 （略） 7. 経費の補助 （略） 8. 施行期日 この通知は平成27年4月1日から施行するものとする。
--	---

事 務 連 絡
平成 30 年 2 月 9 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課訪問サービス係

平成 30 年 4 月以降の訪問系サービスの従業者要件等について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃より御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（以下「訪問系サービス」という。）の従業者要件については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）等によって定められているところです。

訪問系サービスの従業者要件のうち、経過措置又は暫定的な取扱いとして示している要件等について、平成 30 年 4 月以降の取扱いは下記のとおりとする予定であるため、管内の市町村及び事業所に周知いただくとともに、当該事業所の従業者として必要な研修受講の促進等に努めていただきますようお願い申し上げます。

記

1 居宅介護

（1）サービス提供責任者の要件

「居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって、3 年以上介護等の業務に従事した者」を居宅介護のサービス提供責任者とする取扱いは、従来から暫定的なものであることとしてきた。

本取扱いについては、廃止に向けて検討することとしており、当面の措置として、平成 30 年 4 月以降は、引き続き当該者をサービス提供責任者の要件に位置づけるものの、当該者がサービス提供責任者として作成した居宅介護計画に基づき支援を行った場合に、報酬の 10%を減算することとする。

なお、次期障害福祉サービス等報酬改定では、本取扱いの廃止を検討する予定

であることから、当該減算の対象となる事業所に対して、サービス提供責任者が介護福祉士又は実務研修修了者となるよう勧奨されたい。

2 同行援護

(1) 従業者要件

① 実務経験が1年未満の者の介護福祉士等

同行援護の従業者のうち、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）への従事した経験が1年未満の者であって、介護福祉士、実務者研修修了、初任者研修課程修了者等、視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者及び基礎研修課程修了者等については、平成30年3月31日まで、同行援護従業者養成研修一般課程を修了したものとみなす経過措置を設けてきたところであるが、本経過措置については平成30年3月31日をもって廃止する。

② 盲ろう者向け通訳・介助員

地域生活支援事業における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事する盲ろう者向け通訳・介助員については、平成33年（2020年）3月31日までの間、同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了したものとみなすこととする。

視覚障害者等に対して、適切な同行援護を提供するため、各都道府県におかれては、研修機会の確保とともに、管内において本取扱いによる従業者を配置する事業所に対して、同行援護従業者養成研修の受講の勧奨に努めていただきたい。

なお、本取扱いは暫定的な措置であることから、同行援護従業者養成研修等を修了していない盲ろう者向け・通訳介助員が同行援護を提供した場合は、報酬の10%を減算することとする。

(2) サービス提供責任者の要件

同行援護のサービス提供責任者は、次の①又は②の要件を満たす者であって、同行援護従業者養成研修応用課程（以下「応用課程」という。）を修了した者等であることとしつつ、平成30年3月31日まで、応用課程を修了したものとみなす経過措置を設けてきたところであるが、本経過措置については平成30年3月31日をもって廃止する。

また、次の②の要件についても廃止することとする。

① 介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で3年以上介護等の業務に従事した者

② 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事したもの（平成30年3月31日までの暫定的な取扱い。）

(3) 同行援護の提供体制の確保

平成28年度の障害保健福祉関係主管課長会議（平成29年3月8日）において、同行援護従業者養成研修の受講状況等調査の結果についてお示したところである。当該調査結果では、回答事業所の約1割が、同行援護事業所の今後の展望として、縮小又は廃止を検討していた。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、管内の視覚障害者の同行援護

の利用量に関するニーズを踏まえて、同行援護の提供体制を適切に確保するように取り計らわれない。

なお、その上で、同行援護事業所から事業の廃止又は休止に係る申請があった場合には、「指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について」（平成 29 年 7 月 28 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室等事務連絡）を踏まえて対応されたい。

3 行動援護

行動援護の従業者要件のうち、行動援護従業者養成研修を未修了の者について、平成 30 年 3 月 31 日まで当該研修を修了したものとみなす経過措置を設けてきたところであるが、本経過措置については平成 33 年(2020 年) 3 月 31 日まで延長する。

知的障害や精神障害により行動障害を伴う障害者等に対して、適切な行動援護を提供するため、各都道府県におかれては、研修機会の確保とともに、管内において本経過措置による従業者を配置する事業所に対して、研修の受講の勧奨などに努めていただきたい。

なお、今後、行動援護従業者養成研修の開催状況や、本経過措置による従業者の同研修の修了状況等について、国に進捗状況を報告していただく予定であるので、御了知願いたい。

4 その他

訪問系サービスの質の向上のため、次期障害福祉サービス等報酬改定に向け、以下の者については、その要件の廃止も含めて検討を行う予定であることから、事業者への集団指導等の機会を捉え、従業者の資質向上に向け、介護福祉士、実務研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者、同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）修了者、行動援護従業者養成研修修了者の資格の取得について勧奨されたい。

- ・ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者
- ・ 旧身体障害者居宅介護等事業、旧知的障害者居宅介護等事業及び旧児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者
- ・ 旧視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、旧全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者及び旧知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者

8 障害者優先調達推進法について

(1) 調達方針の作成について

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）（以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための「調達方針」を作成しなければならないこととされており、これは、法に定められた義務となっているにもかかわらず、都道府県においては、全て調達方針が策定されている一方で、市町村においては、調達方針が策定されていないため、調達実績がない市町村もある。

都道府県別の状況を見ると、管内全ての市町村が作成しているところもあるれば、作成率が低いところもある。調達方針の作成率は年々上昇しているものの、平成 29 年 3 月 31 日時点における調達方針の作成率は、市町村で 93.2%となっている。【関連資料 1】

調達方針の作成は、法に定められた義務であることから、地域に障害者就労施設等がない場合でも、国及び地方公共団体等が自ら率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、これを呼び水とすることにより、民間部門へも取組の輪を広げ、障害者就労施設等からの物品等に対する我が国全体の需要を推進することが重要であることから、調達方針の作成について徹底していただきたい。

また、平成 28 年度から各都道府県の管内市町村の調達方針作成率を公表するとともに、調達方針未作成の自治体名についても厚生労働省のホームページに公表しているので、ご承知おき願いたい。

なお、例年お願いしているところであるが、平成 30 年度の調達方針については、今年度中に策定することが望ましいが、遅くとも平成 29 年度の出納整理期間が終わる平成 29 年 5 月には策定できるよう、速やかな策定に向けて着手いただきたい。

（参考URL：平成 28 年度末現在の市町村ごとの調達方針作成状況）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000145858.pdf>

(2) 障害者就労施設等からの調達の促進について

① 平成 28 年度の調達実績について

障害者優先調達推進法の施行 4 年目である平成 28 年度の都道府県における調達実績は、約 25 億円、市町村における調達実績は約 124 億円であり、国等も含めた合計では約 171 億円と、平成 27 年度から約 14 億円増加

したところである。【関連資料 2】

同法第 9 条第 5 項において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、会計年度が終了した後、遅滞なく障害者就労施設等からの調達実績の概要をとりまとめ公表することとされているので、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、平成 29 年度分の調達実績については、可能な限り早期にとりまとめ、6 月中を目途に公表していただくようお願いしたい。公表に際しては、物品・役務の別や調達先の内訳など、少なくとも別添資料のような項目が公表されていることが望ましいので、ご参照の上、公表内容が分かりやすいものとなるよう努めていただきたい。【関連資料 3】

また、厚生労働省においても、障害者優先調達推進法に関する基本方針に基づき、都道府県、市町村及び地方独立行政法人における調達実績について把握し、概要をとりまとめ公表していることから、各都道府県の調達実績に加え、管内市町村及び地方独立行政法人の調達実績についても、各都道府県を通じて調査をお願いするので、引き続きご協力をお願いしたい。

② 全庁的な取組の推進について

平成 28 年度の国や都道府県等における障害者就労施設等からの調達実績は、全体で約 171 億円であり、平成 27 年度から約 14 億円増加しているものの、前年度よりも実績が落ちている自治体や実績が低い自治体も散見されるところである。

都道府県等における物品等の調達は様々な分野で行われることから、調達の促進を図るためには、福祉部局だけではなく、契約主体となり得る全ての部局において積極的に発注に取り組むことが必要である。

各都道府県におかれては、出先機関等も含めた全庁的な調達の促進に取り組むことができるよう、調達推進体制の整備や調達事例の提供などに積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村等に対しても、全庁的な取組が行われるよう周知いただきたい。

また、平成 27 年度の工賃向上計画支援事業の共同受注窓口による受注促進支援として、特定非営利活動法人日本セルフセンターにおいて、就労継続支援 B 型事業所等が提供する物品等を紹介する全国版の共同受注窓口サイトであるナイスハートネットを開設し、厚労省のホームページにリンクを貼っているので、管内の市町村や事業所など、幅広く周知するとともに、発注にあたり積極的に活用いただきたい。

(参考 URL : 全国共同受注窓口サイト)

<http://japan.nice-heart-net.jp/>

③ 共同受注窓口の活用について

共同受注窓口については、基本方針において、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこととされており、調達実績に含まれることとなる。

共同受注窓口は、量や質の担保のみならず、好事例の共有など、各事業所の質の向上にも資するものであり、工賃向上計画支援事業の基本事業においても共同受注窓口を活用した品質向上支援に係る経費を補助対象としているので、積極的に活用いただきたい。

また、平成 28 年度から工賃向上計画支援等事業の特別事業において、共同受注窓口において自治体、障害関係団体、障害者就労施設、企業等による協議会を設置することにより、障害者就労施設が提供する物品等の情報提供体制の整備や、新たな官公需や民需の創出を図る取組に対する支援を行う予算（補助率 10/10）を確保しているので、積極的に活用していただきたい。【関連資料 4】

なお、いくつかの自治体においては、共同受注窓口や特例子会社等についても地方自治法施行令第 167 条の 2 及び地方自治法施行規則第 12 条の 2 の 3 の規定に基づき、随意契約の対象とする認定の手続きをとっている

ので、参考にしていただきたい。

④ 官公庁・自治体における取組事例等について

官公庁からの発注事例としては、報告書・冊子・ポスター等の印刷や、庁舎の雑草駆除等の役務に加え、公園管理等の業務委託や、イベント等で使用する備品等の購入、小型電子機器の再資源化処理の委託などが挙げられ、自治体では共同受注窓口を活用した取組や分割発注を行うなどの工夫を行って調達実績を上げているところもある。

また、昨年 3 月に内閣府から、災害時用備蓄物品の障害者就労施設等からの優先調達への配慮を求められたところである【関連資料 5】

厚生労働省のホームページでは、各省庁における優先調達事例や障害者就労施設等での物品及び役務の提供例（印刷、ウエス、花卉、クリーニング、防災グッズ）や自治体の取組事例を掲載しているので、障害者就労施設等からの調達の促進にあたり参考にしていただきたい。

各都道府県等におかれても、庁内における発注事例を収集し、各部局に情報提供するなどの取組をお願いしたい。

（参考 URL：障害者優先調達推進法の推進にむけた自治体等の取組事例）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000066983.html>

⑤ 第5期障害福祉計画の作成について

「障害者優先調達推進法において、都道府県及び市町村は障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成することとされており、障害福祉計画においては、当該方針との整合性を図りながら、官公需に係る障害者就労施設等の受注機会の拡大や調達目標金額等について記載し、取組を進めることが望ましい。」こととされていることから、都道府県及び市町村は障害福祉計画作成に当たっては調達目標金額の設定についても検討していただきたい。

市区町村の調達方針作成状況(平成28年度)

※平成29年3月31日時点

	対象市区町村	作成済み市区町村	未作成市区町村	策定割合
全国計	1,741	1,623	118	93.2%
北海道	179	129	50	72.1%
青森県	40	39	1	97.5%
岩手県	33	29	4	87.9%
宮城県	35	32	3	91.4%
秋田県	25	21	4	84.0%
山形県	35	35	0	100.0%
福島県	59	50	9	84.7%
茨城県	44	44	0	100.0%
栃木県	25	25	0	100.0%
群馬県	35	33	2	94.3%
埼玉県	63	63	0	100.0%
千葉県	54	53	1	98.1%
東京都	62	53	9	85.5%
神奈川県	33	32	1	97.0%
新潟県	30	27	3	90.0%
富山県	15	15	0	100.0%
石川県	19	19	0	100.0%
福井県	17	17	0	100.0%
山梨県	27	27	0	100.0%
長野県	77	77	0	100.0%
岐阜県	42	42	0	100.0%
静岡県	35	35	0	100.0%
愛知県	54	54	0	100.0%

	対象市区町村	作成済み市区町村	未作成市区町村	策定割合
三重県	29	28	1	96.6%
滋賀県	19	17	2	89.5%
京都府	26	26	0	100.0%
大阪府	43	43	0	100.0%
兵庫県	41	38	3	92.7%
奈良県	39	34	5	87.2%
和歌山県	30	30	0	100.0%
鳥取県	19	19	0	100.0%
島根県	19	19	0	100.0%
岡山県	27	27	0	100.0%
広島県	23	23	0	100.0%
山口県	19	19	0	100.0%
徳島県	24	24	0	100.0%
香川県	17	17	0	100.0%
愛媛県	20	20	0	100.0%
高知県	34	34	0	100.0%
福岡県	60	60	0	100.0%
佐賀県	20	20	0	100.0%
長崎県	21	21	0	100.0%
熊本県	45	45	0	100.0%
大分県	18	18	0	100.0%
宮崎県	26	26	0	100.0%
鹿児島県	43	37	6	86.0%
沖縄県	41	27	14	65.9%

※障害福祉課調べ(各都道府県を通じて集計)

※ は調達方針の策定割合が80%未満

※市町村には特別区を含む

市区町村の調達方針作成状況(平成29年度)

※平成29年5月31日時点

	対象市区町村	作成済み市区町村	未作成市区町村	作成割合
全国計	1,741	1,219	522	70.0%
北海道	179	104	75	58.1%
青森県	40	28	12	70.0%
岩手県	33	25	8	75.8%
宮城県	35	15	20	42.9%
秋田県	25	15	10	60.0%
山形県	35	35	0	100.0%
福島県	59	45	14	76.3%
茨城県	44	29	15	65.9%
栃木県	25	18	7	72.0%
群馬県	35	20	15	57.1%
埼玉県	63	51	12	81.0%
千葉県	54	28	26	51.9%
東京都	62	35	27	56.5%
神奈川県	33	22	11	66.7%
新潟県	30	18	12	60.0%
富山県	15	11	4	73.3%
石川県	19	8	11	42.1%
福井県	17	17	0	100.0%
山梨県	27	24	3	88.9%
長野県	77	67	10	87.0%
岐阜県	42	41	1	97.6%
静岡県	35	31	4	88.6%
愛知県	54	44	10	81.5%

	対象市区町村	作成済み市区町村	未作成市区町村	作成割合
三重県	29	19	10	65.5%
滋賀県	19	4	15	21.1%
京都府	26	21	5	80.8%
大阪府	43	32	11	74.4%
兵庫県	41	25	16	61.0%
奈良県	39	34	5	87.2%
和歌山県	30	23	7	76.7%
鳥取県	19	19	0	100.0%
島根県	19	11	8	57.9%
岡山県	27	22	5	81.5%
広島県	23	16	7	69.6%
山口県	19	12	7	63.2%
徳島県	24	21	3	87.5%
香川県	17	12	5	70.6%
愛媛県	20	20	0	100.0%
高知県	34	12	22	35.3%
福岡県	60	38	22	63.3%
佐賀県	20	11	9	55.0%
長崎県	21	20	1	95.2%
熊本県	45	27	18	60.0%
大分県	18	15	3	83.3%
宮崎県	26	20	6	76.9%
鹿児島県	43	33	10	76.7%
沖縄県	41	21	20	51.2%

※障害福祉課調べ(各都道府県を通じて集計)

※ は調達方針の策定割合が80%未満

※市町村には特別区を含む

障害者就労施設等からの調達実績

(平成25年度(法施行後)から平成28年度)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		増減 (27'→28')	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
各府省庁	2,628	5. 6億円	4,491	6. 38億円	4,878	6. 44億円	5,769	8. 17億円	891	1. 73億円
独立行政法人等	3,062	6. 9億円	4,474	8. 24億円	5,052	9. 96億円	5,819	10. 4億円	767	0. 44億円
都道府県	14,596	21. 4億円	18,368	25. 91億円	21,537	26. 71億円	23,640	25. 16億円	2,103	▲1. 55億円
市町村	43,481	86. 6億円	57,974	106. 05億円	68,613	110. 57億円	79,861	123. 85億円	11,248	13. 28億円
地方独立行政法人	1,150	2. 5億円	3,751	4. 67億円	2,783	3. 55億円	2,001	3. 57億円	▲782	0. 02億円
合 計	64,917	123. 0億円	89,058	151. 25億円	102,863	157. 23億円	117,090	171. 15億円	14,227	13. 92億円

公表フォーマット(参考例)

平成29年度 ○○県(○○市)(地方独立行政法人○○)における障害者就労施設等からの物品等の調達実績

調 達 先	物品										役務														合計 (物品＋役務)		うち 随意 契約	
	① 事務用品 書籍		② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		物品計		① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起こし		⑤ 飲食店等 の運営		⑥ その他の役務		役務計					
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
就労継続支援A型 就労継続支援B型 生活介護 障害者支援施設 地域活動支援センター 小規模作業所									0	0												0	0	0	0			
共同受注窓口									0	0												0	0	0	0			
特例子会社 重度多数雇用事業所 在宅就業障害者 在宅就業支援団体									0	0												0	0	0	0			
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

関連資料3

※ 物品・役務の品目分類については、別紙の分類例を参照の上作成。

障害者就労施設等からの物品等の調達実績の報告様式

【都道府県名】

都道府県名、市町村名 及び 地方独立行政法人	調 達 先	物品										役務														合計 (物品＋役務)		うち 随意 契約	
		① 事務用品 書籍		② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		物品計		① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起こし		⑤ 飲食店等 の運営		⑥ その他の役務		役務計					
		件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
□□県	a									0	0													0	0	0	0		
	b									0	0													0	0	0	0		
	c									0	0													0	0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
□□市	a									0	0													0	0	0	0		
	b									0	0													0	0	0	0		
	c									0	0													0	0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
□□町	a									0	0													0	0	0	0		
	b									0	0													0	0	0	0		
	c									0	0													0	0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村合計	a									0	0													0	0	0	0		
	b									0	0													0	0	0	0		
	c									0	0													0	0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立 行政法人名	a									0	0													0	0	0	0		
	b									0	0													0	0	0	0		
	c									0	0													0	0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立 行政法人名	a									0	0													0	0	0	0		
	b									0	0													0	0	0	0		
	c									0	0													0	0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政 法人合計	a									0	0													0	0	0	0		
	b									0	0													0	0	0	0		
	c									0	0													0	0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 (都道府県＋市町村＋地 方独立行政法人)	a									0	0													0	0	0	0		
	b									0	0													0	0	0	0		
	c									0	0													0	0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※物品・役務の品目分類例、調達先の分類については、別紙の分類例を参照してください。

分類例

【物品・役務の品目分類例】

	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

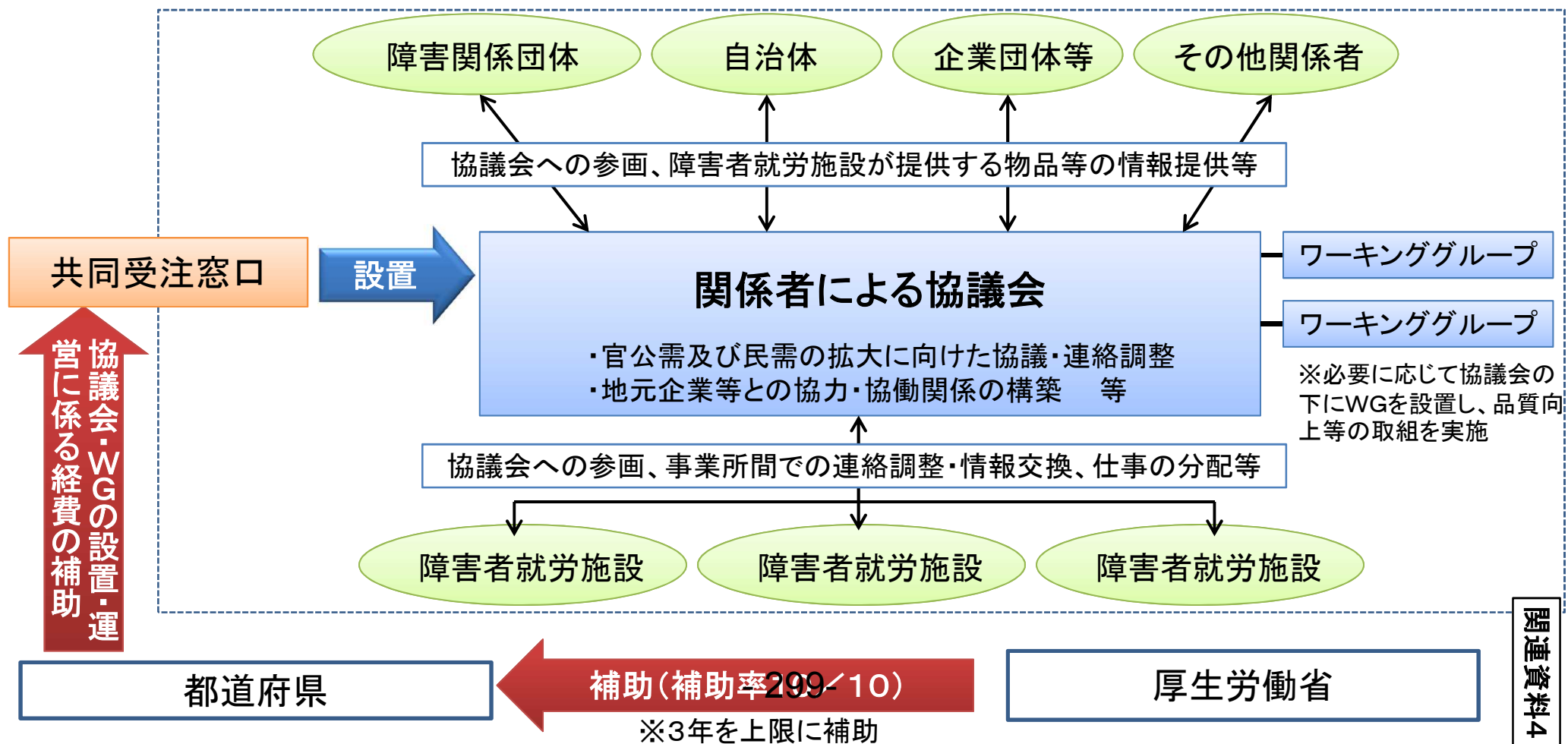
a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

共同受注窓口による情報提供体制の構築

平成29年度予算額 308,843千円	→ 平成30年度予算案 359,513千円	差引増▲減額 +50,670千円
(地域生活支援促進事業の内数)		

実施自治体：滋賀県、兵庫県、愛媛県、鹿児島県

- 共同受注窓口において、官公需や民需に係る関係者が参画する協議会を設置することにより、障害者就労施設等への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用するなど、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築。
- 協議会では、官公需及び民需の拡大に向けて、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、ワークシェアリングや地元企業等との協働による製品開発、新たな官公需や民需の創出などを検討する(必要に応じて、協議会の下に専門家等で構成するWGを設置し、品質向上や販路拡大などにも取り組む)。



府政防第251号
平成29年3月13日

厚生労働省大臣官房技術・国際保健総括審議官 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

加藤 久喜

（公印省略）

災害時用備蓄物品に係る障害者就労施設等からの調達について（周知）

平素より、防災行政に格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成25年4月に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号）に基づき、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品を調達するよう努めなければならないとされているところです。

一方、各省各庁におかれましては、災害時（首都直下地震）における業務継続確保の観点から、必要な食料品等の備蓄物品の調達に取り組んでいるものと存じます。

厚生労働省では、別添のとおり、障害者就労施設等において生産されている災害用備蓄物品等の事例を取りまとめているので、御参照の上、今後、各省各庁における当該備蓄物品に係る障害者就労施設等からの優先的な調達について、特段の御配慮をお願い申し上げます。

以上

優先発注が可能な事業品目例 【 防災グッズ 】



事業所での作業の様子



防災グッズショールーム



保存用パン缶入れ

調達可能な品目例

- 転倒防止・耐震固定器具／火災対策用品／OA機器対策用品／ガラス飛散防止フィルム／防災エプロン など
- 非常用持出袋(避難セット)／防災頭巾／ヘルメット／防煙マスク・防煙フード／救急セット／衛生用品／キャリーマット(担架)／救助用工具など
- 食糧・水保存食料各種／ 保存飲料水折りたたみポリ容器／非常用給水袋
- ハイパワー加熱セット／カセットコンロ／クイックコンロ／缶入り燃料など
- ラジオ／メガホン／照明・懐中電灯・ローソク・乾電池／簡易トイレ／衛生品／除菌・消臭剤
- 簡易筆談器／補聴器バッテリーパック／テレビが聴けるラジオ(操作ボタンの点字表記、チャンネルの音声ガイダンス)／視覚障害者用防災ベスト

事業の背景

- 防災グッズ事業には、障害者が行う多様な作業があり、上記のような防災グッズ専用のショールームを持ち、全国のシェアの多くを占める事業所もあります。
その場合、商品販売にかかる受注作業・在庫管理・接客・発送業務等の一連の作業があります。
- 防災用の保存食(パン)製造においては、食品製造の一連の作業があり、食品製造の作業から、包装(缶入れ)作業や発送作業といった業務も多くあります。
- 防災グッズは、官公庁でも必要であり、市区町村や省庁において、職員用の備蓄や住民用の備蓄等多様なニーズも多く、優先調達に適している事業品目であると言えます。

生産品例



防災グッズ



保存用パン

発注にあたって

発注にあたっては、それぞれの事業所によって扱っているグッズが異なる場合があるため、事業所等に確認してください。

防災グッズ事業の優先調達事例

事業所の強みを活かして防災グッズ事業を開始。震災への備えから新たなニーズ開拓。

本事例のポイント

- 事業所に従来あった強みを活かして、新たな事業展開を進めた事例。
- 近年の防災意識の高まりから、今までになかった発注ニーズを生み出しています。

取組概要

- 新たな発想により新規の事業展開(防災グッズ)をスタートした。
- 事業所内のアセスメントを行い、事業所の強みを分析した上で、新たな事業展開を行うことが発注促進につながっています。

例①



パン工場を立ち上げ防災食料品を製造



自法人で作成した缶にパンを入れ保存する

例②



防災品展示センターを設置して、防災グッズを販売する。



今後の発注促進に向けて

防災グッズはアイテム数が多く、保存食も含めたグッズは、製造から販売まで数多くの工程に分かれています。現在のニーズの高さを考えると、更に数多くの事業所が取り組める事業です。